

第5回若葉区地域福祉計画策定委員会

日 時 平成17年10月29日(土)

14:00~16:00

場 所 若葉保健福祉センター3階会議室

次 第

1 開 会 (奥井副委員長)

2 議 題 (議事進行 花島委員長)

(1) 合同フォーラムの開催結果について(事務局より)...資料1

(2) 若葉区地域福祉計画(2次素案)の

加除修正について(事務局より).....資料2

意見交換

(3) 今後のスケジュール等について(事務局より).....資料3

3 閉 会 (奥井副委員長)

1 H17/10/8 合同フォーラム出席者数 63名
 (うちF委員39名、一般14名、3団体会長13名(F委員3名重複))

2 合同フォーラムでの質疑、意見等(会議中)

NO	提出者	意見等
1	女性(小倉台) 視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・仕組み3で障害者となっているが、障害者全体を指すのか。障害者というと、知的障害者や精神障害者と私たち身体障害者には違いがある。 ・教え方がわからない、怪我をしたら困るという理由で、自治会館、公民館等のサークルに入れてもらえない。ハーモニープラザ、スポーツレクリエーションにわざわざ出かけていっても、同様になかなか入れてもらえない。 ・バリアフリーについてだが、視覚障害者にとっては、花が植えてあるプランターはころんだりして危険なのである。 ・防災についてだが、声をかけ合うとあるが、聴覚、視覚障害者のことについては、どう考えているか。それぞれ具体的に聞かせてほしい。
	(回答) 池野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者は、身体、知的、精神、全部を指している。また、障害者に対する福祉だけではなく、障害者を特殊な存在と考えずに、区民全体、地域として考えていきたい。そうすれば、サークル等で体よく断ることはなくなるのではないかと。 ・防災についてであるが、プライバシーの問題等があるが、まもなく1つの事例として出来上がると思うが、その中にできるだけ意見等が取り入れられればと思っている。 ・プランターについては、同様のご意見があり、承知している。
	(回答) 花島委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・2つ解決策があるのでは。サークルについては、2通りの方法があると思う。1つは既存のサークルに参加しやすい環境をつくる方法である。サークルの方々に障害について理解していただいたり、視覚障害者にダンスを教えることができる先生を探す手伝いをするなどである。 ・もう1つは、視覚障害者の方々が集まって自らサークルをつくる時に、その手伝いをする方法であり、同様に視覚障害者にダンスを教えられる先生を探す手伝いをするなどである。 ・プランターについても、心豊かにするためのものという見方であるが、視覚障害者にとっては、逆に危険だという見方があり、どちらがいいというわけでもなく、お互いにこの相違をよく知っていくことが必要である。そういったいろいろな方の意見を聞ける機会を、より多くつくっていくことが地域交流の一つのポイントではないかと。
	(回答) 長谷川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・自閉症の子供がいる。災害時に体育館等の避難場所には行けない。車の中での生活しかないが、エコノミー症候群の危険性もある。障害者の方に当てはまることは、すべての方に当てはまると思う。
2	男性(加曽利町)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画を具体化する際に、自治会・老人会等がどの枠組みになるのか。 ・交流とあるが、実際にはマンションの人々には会えない。自治会の加入率も低いので、自治会での対応で難しいところがある。 ・5つのふれあいの仕組みは、素晴らしいが、偏った集まりにはならないか。結局は、年寄りが年寄りを助けるための計画にならないか。

NO	提出者	意見等
3	田沼さん (F委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・これから、この計画をどうするのかということが重要である。 ・計画が完成したら、発表して終わりではなく、ぜひとも細かく集まりをもって、説明をしてまわるということを考えてほしい。
4	男性(都賀)	<ul style="list-style-type: none"> ・都賀地区部会の防災地図に関してであるが、実際に災害が起きた場合、ボランティアが来るのは3～5日後になる。そのときに、社協や行政が中心になってボランティアに指示をしていくことになる。 ・また、災害が起きると、パニックってしまう、ライフラインの断絶、連絡等が3日くらい取れなくなる。そういうことで、3日間の食料、水は自力での対応をお願いしている。 ・いろいろ反対されたが、地区部会が中心になり、各担当民生委員が各地区の障害者、75歳以上2人世帯、80歳以上の寝たきりとはいわないが動きが鈍い方、独居の方を確認できる地図を作った。 ・405地区のまとめたものは個人情報の関係で私だけがまとめたものを持っている。各地区の担当民生委員は、担当地区分の地図だけでもっている。災害が起きたときに、町会長に相談して、警察・消防等にすべて開示して動いてもらうためのものである。
5	女性(西都賀)	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティアを行っている。福祉の提供者側と受ける側の立場でこの地域に住み続けることができるのかという疑問から参加した。この計画を絵に描いた餅にしてはいけない。 ・毎年、千葉県ボランティア協議会で、地域福祉どうするかという研修会を行っている。その際に問題になるのは、縦割りについてである。自治会がポイントになるのでは。NPOなどと民生委員などが連携するには、行政の後押しが必要ではないか。 ・防災・防犯等に関しては、手につくところから、隣近所から始めていけば連動して計画が実行されていくのではないか。 ・高齢者にとって、病院に行ったりするタクシー代がバカにならない。千葉市で行われているかわからないが、流山、我孫子では移送サービスのボランティアが行われている。
6	男性(大宮台)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指導により、7万8千人の精神障害者が病院から退院してくる。そういった人たちを受け入れる社会復帰施設が足りない。「仕組み3-5 障害者を支援する環境を整える」とあるが、国から県、県から市、市から区に決定権がおりてきたための、場所のことを考えてほしい。
	(回答) 花島委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の福祉計画とも関連がある。それを横につなぐのが地域福祉計画である。実際に、障害をお持ちの方が、どこにその施設がほしいのか、そういったことを議論する場としても、地域福祉の受け皿となるものと考えている。
7	大野さん (F委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手を設定してありますが、実現の方法をいかに具体化することが課題、さもないと単なるスローガンで終わってしまう。 ・2章と比較し、3章が弱い。・・・などを書き込み、格差をなくすことが要望である。 ・自治会を活性化し、地域福祉計画の内容を自治会の活動計画に盛り込むよう働きかける事が必要である。そのためにも自治会の総会で市の担当者が説明をすることが必要である。

NO	提出者	意見等
8	アリマさん (加曽利)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章はまとめだと思っけています。非常に簡潔でよかつたと思っけています。 ・よろず相談窓口についてであるが、若葉区はとても広く、住んでいる地区によっては、目的の場所に行くまでとても遠く時間がかかる。近くにそうやって相談に行ける場所があると大変助かるので、ぜひともそういう相談窓口を設置してほしい。 ・現在あるバスが乗車降車時に高齢者の方が高低差で苦勞しているのて、低床バスをもっと普及してほしい。
9	男性(貝塚)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯・防災パトロールに取り組んでいるが、ボランティアを集めるのが難しい。実践例は成功しているようだが、ノウハウをおしえてほしい。
	(回答) 丹野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年12月にピッキング、空き巣から自らの地区を守ろうと、自治会に立ち上げた。ボランティア等に参加してもらうために、参加可能な日にち・時間帯をアンケートし登録したところ、約200人になった。 ・特にユニークな例でいえば、参加者の中には、犬を飼っている人が多数いて、散歩の時に、腕章をして歩いてもらう。 ・結果として、空き巣等はぜんぜん出なくなった。これからは、空き巣だけではなくて、自動車の盗難も警戒していこうと思う。 ・参加しやすい仕組みを作ることを考えることが重要なのでは。自主的なボランティア精神を育てることも重要。

資料 2

H 1 7 . 1 0 . 2 9

策定委員会

若葉区地域福祉計画 (第 2 次素案)



平成 1 7 年 1 0 月

はじめに

若葉区地域福祉計画策定委員会

委員長 花島治彦

若葉区長

<目次>

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景.....	2
2	計画の位置づけと計画期間.....	3
	(1) 計画の位置づけ	
	(2) 計画期間	
3	策定にあたっての考え方.....	3
	(1) 幅広く多くの区民の方の参加を得て、計画を策定しました	
	(2) 「生活者の視点」を大切にしました	
	(3) 生活課題全般を対象とする計画にしました	
4	策定体制.....	4
	(1) 地区フォーラムの設置	
	(2) 作業部会の設置	
	(3) 区策定委員会の設置	
	策定体制図.....	6
5	区計画と市計画の関係.....	6
6	若葉区の現状.....	7
	(1) 区の概況	
	(2) 人口	
	(3) 世帯数	
	(4) 要介護認定者数	
	(5) 障害者手帳交付数	
7	身近な生活課題.....	11
8	基本目標と5つの仕組み.....	15
	(1) 基本目標	
	(2) キーワードのグループ化	
	(3) 5つの『仕組み』	

第2章 基本目標を達成するために

- 5つの仕組みと具体的な取り組みの内容 -

	施策体系図.....	20
	仕組み1・だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みを つくりましょう.....	22

仕組み 2 ・ あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの 仕組みをつくりましょう.....	3 1
仕組み 3 ・ 備えあれば憂いなし、安全と見守りの仕組みを つくりましょう.....	3 6
仕組み 4 ・ 必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる 仕組みをつくりましょう.....	4 5
仕組み 5 ・ 世代を超えて、ともに学びあい参加できる仕組み をつくりましょう.....	4 8

第 3 章 計画の実現に向けて

1 はじめに.....	5 4
2 担い手として期待される主な役割.....	5 5
3 若葉区地域福祉計画推進協議会（仮）の設置.....	5 6

資料編

1 区地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	5 8
2 委員名簿.....	6 0
3 計画策定の経過.....	6 5
4 策定のためのアンケート調査結果の概要.....	6 6
5 若葉区内の主な施設.....	6 9

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化の進展、生活習慣や価値観の多様化などにより、お隣同士での助け合いや地域のつながりが弱くなっています。

そうした中、地域で暮らす人が、他人を思いやり、お互いを支え合う気持ちを持ち、住み慣れた地域で誰もがその人らしい、安心して充実した生活が送れるような地域づくり「地域福祉の推進」が求められるようになりました。

国では、このような現状を踏まえ、地域住民、事業者、活動団体、行政などがお互いに協力して地域で支え合い助け合うまちをつくっていくために、平成12年社会福祉法の改正において、第107条に「市町村地域福祉計画」の策定を定めました。

千葉市でも計画策定に取り組むこととし、「地域に暮らすすべての人」を区民一人ひとりが地域で支えあい、主体的に取り組んでいく仕組みをつくることを目指し、「若葉区地域福祉計画」を策定しました。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときには、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、平成12年の社会福祉法の改正により定められた「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。なお、千葉市では、市域も広く、区によって住民の生活スタイルも異なることから、地域の実情を十分に反映するため、市民にとって身近な行政主体である区ごとに「地域福祉計画」を策定し、あわせて各区の計画を踏まえて共通の基本的理念や意義を盛り込んだ「市地域福祉計画」を策定することとしました。

(2) 計画期間

計画の期間は、平成18年度から22年度までの5年間とします。ただし、必要に応じて見直しを行います。

3 策定にあたっての考え方

(1) 幅広く多くの区民の方の参加を得て、計画を策定しました

計画の策定には、地域福祉の推進の担い手となる区民の皆さんの参加が不可欠です。

そこで、要支援者を含む地域住民の方、民生委員・児童委員等の社会福祉活動を行う方、社会福祉を目的とする事業を経営する方など、幅広い分野から参加していただき、計画を策定しました。

(2) 「生活者の視点」を大切にしました

生活に関わる様々な課題について、高齢者、障害者、児童などの個別対象別の「従来の縦割り」で捉えるのではなく、地域で暮らす生活者の視点から捉え直し、地域のつながりの中で解決していくことを大切にしました。

(3) 生活課題全般を対象とする計画にしました

福祉の課題に限定せず、健康づくり、防災・防犯など生活に密接に関連する課題も含めた計画としました。

4 策定体制

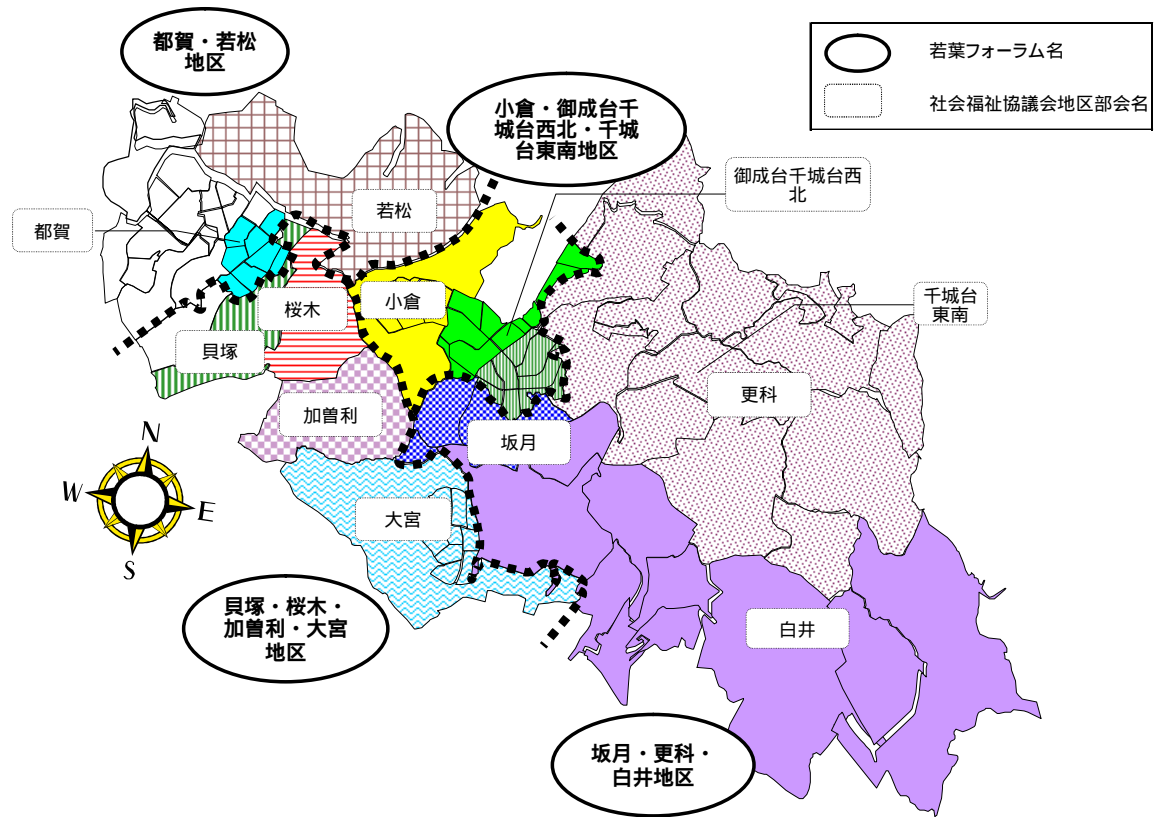
(1) 地区フォーラムの設置

若葉区を下の表のように4つの区域に分け、それぞれに地区フォーラムを設置しました。

地区フォーラムでは公募委員、要支援者、地域の皆さん、福祉の現場に携わる方など、区全体で77名の参加を得て、平成16年の1月から12月まで月1回程度、平成17年度では3回ほど開催し、身近な生活全般に関わる課題を出し合い、その課題に対する解決策などを話し合いました。

区名	地区フォーラム名	区 域
若葉区	小倉 御成台 千城台西北 千城台東南	小倉町、小倉台1~7丁目、御成台1~3丁目、千城台北1~4丁目、千城台西1~3丁目、千城台東1~4丁目、千城台南1~4丁目
	貝塚 桜木 加曽利 大宮	大宮町、大宮台1~7丁目、貝塚町、加曽利町、北大宮台、桜木町、高品町
	都賀 若松	愛生町、都賀1~4丁目、都賀の台1~4丁目、殿台町、西都賀1~5丁目、原町、東寺山町、みつわ台1~5丁目、源町、若松台1~3丁目、若松町
	坂月 更科 白井	五十土町、和泉町、大井戸町、大草町、太田町、大広町、小間子町、金親町、上泉町、川井町、北谷津町、古泉町、御殿町、坂月町、更科町、佐和町、下泉町、下田町、高根町、多部田町、旦谷町、富田町、中田町、中野町、野呂町、谷当町

《若葉区地区フォーラム区割り図》



(2) 作業部会の設置

地区フォーラムで検討した解決策をもとに、計画の素案づくりを行う作業部会を設置しました。

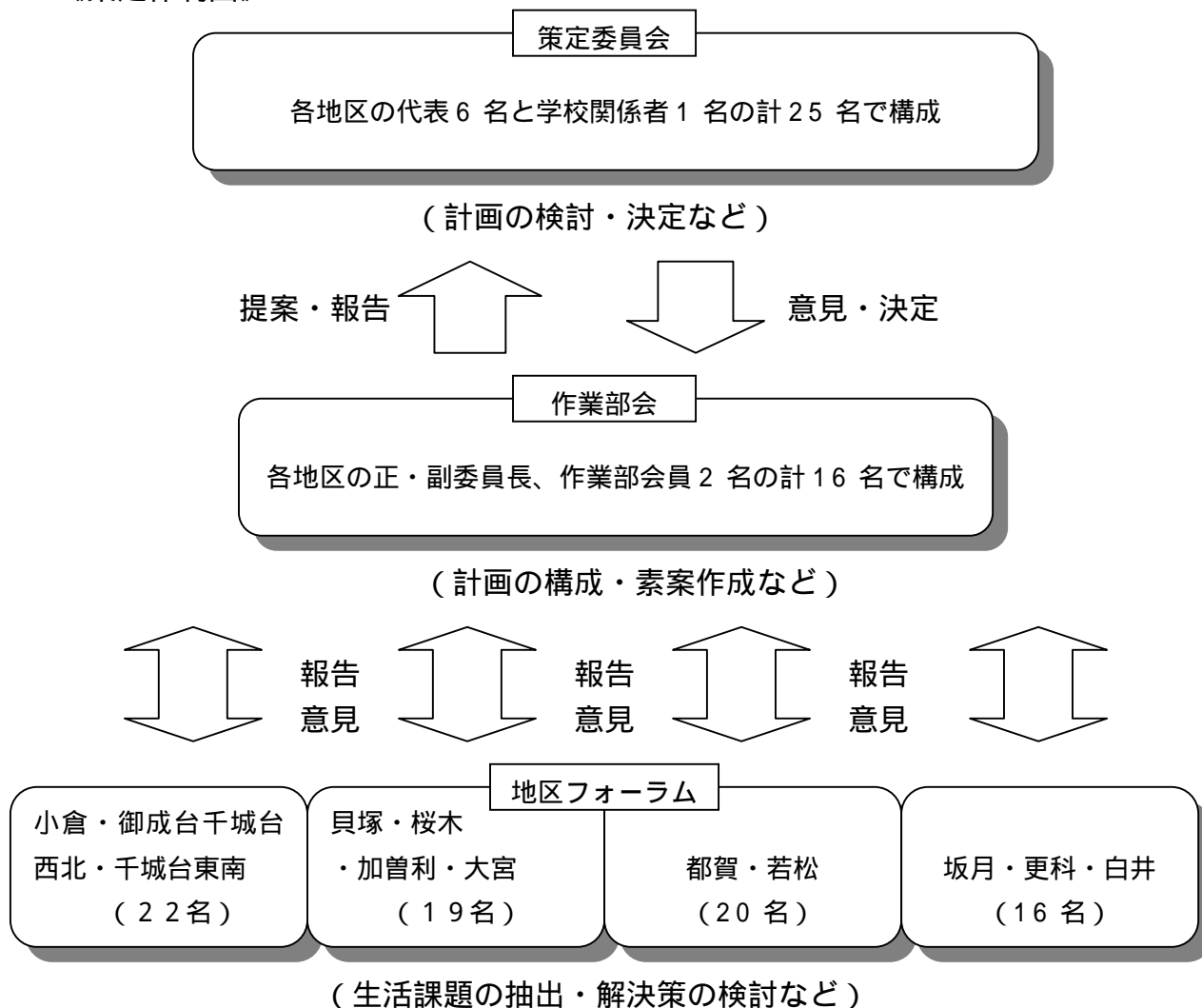
4地区のフォーラムからの代表各4名、計16名の委員で構成し、会議は、平成16年度から17年度にかけて、月1回から2回程度開催しました。

(3) 区策定委員会の設置

策定方針や策定スケジュールを定めるとともに、素案を区計画としてまとめるために区策定委員会を設置しました。

4地区のフォーラムからの代表各6名と学校関係者1名の、計25名で構成し、平成16年度から平成17年度にかけて6回ほど開催しました。

《策定体制図》



5 区計画と市計画の関係

区計画は、身近な地域でのさまざまな生活課題に対する自助（区民自ら行うこと）、共助（地域社会が共同して行うこと）を中心とした地域住民の参加と活動の計画であり、今後、地域で取り組んでいくものを提案しています。

策定当初から多くの区民の参加を得て、自ら課題設定や解決策の検討を行ったことから、区民の生の声が計画に反映されています。

一方、市計画は、地域福祉に関する基本理念や意義を明らかにするとともに、市民の行う地域活動（自助、共助）を側面から支援し、活動しやすい環境を整備するなどの公助（行政が行うこと）を中心とした計画です。

各区の計画に盛り込まれた自助、共助を中心とした取り組みを支援するため、全市的に実施すべき施策や基盤となる社会福祉資源などを整理します。

6 若葉区の現状

(1) 区の概況

若葉区は、千葉市の北東部に位置し、6区の中で最大の面積(84.21平方メートル)を有する緑に恵まれた区です。区域の大半を農地・森林が占め、恵まれた自然を活かした泉自然公園・平和公園・動物公園等、多くの公園や乳牛育成牧場等の施設があります。

区の西部の加曽利・大宮地区においては、周辺を流れる都川の水辺が区民の身近な憩いと安らぎの場となっています。また、我が国最大級の規模を誇る加曽利貝塚、御茶屋御殿跡等の貴重な歴史的文化遺産も数多く残され、歴史と文化に親しめるまちとなっています。

区の東部一帯では、野菜・花き等の栽培、酪農等を中心とした農業が営まれ県内有数の農業地区となっており、都市型農業や先端技術指向型農業の振興に努め、農政センターを初めとする農業研究施設も多く設置されています。

区の北西部には、JR総武本線、都市モノレールが走り、その沿線に市街地が広がり、都賀駅や千城台周辺を中心に商業機能が集積しています。

このように若葉区は、豊かな緑と貴重な歴史・文化遺産を活用しながら、都市部と農村部とが調和した地区の形成が図られ、豊かな自然と歴史・文化にふれあえるまちとして発展してきました。

(2) 人口

若葉区の平成17年3月末現在の人口は、150,115人であり、市全人口の16.45パーセントを占めています。

若葉区は、昭和30年代後半の大宮台、小倉台の住宅開発をはじめ昭和40年代の千城台及び都賀駅周辺市街地の開発、さらに昭和50年代のみつわ台等住宅団地の開発により、首都圏のベッドタウンとして海浜地区に次ぎ人口が増加しましたが、近年では減少化の傾向を示しています。

高齢化が特に進んでいる区の状況を加筆する予定です。

市・区	平成12年9月末				平成17年3月末					
	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)		総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)	
		人口 比率	人口 比率	人口 比率	人口 比率		人口 比率	人口 比率		
千葉市	885,110					912,720	127,913	14.0%	136,056	14.9%
中央区	170,235					180,655	22,781	12.6%	32,088	17.8%
花見川区	179,080					180,845	24,776	13.7%	28,524	15.8%
稲毛区	146,928					147,994	19,209	13.0%	23,687	16.0%
若葉区	151,221					150,115	20,167	13.4%	27,529	18.3%
緑区	101,765					112,228	20,318	18.1%	14,189	12.6%
美浜区	135,881					145,684	21,509	14.8%	17,600	12.1%

(3) 世帯数

市・区	平成12年9月末	平成17年3月末
千葉市	354,912	383,243
中央区	75,973	83,391
花見川区	70,689	74,618
稲毛区	59,836	62,665
若葉区	59,519	62,129
緑区	35,929	41,022
美浜区	52,966	59,418

(4) 要介護認定者数

(単位：人)

市・区	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
千葉市 (平成12年度)	973	2,842	2,027	1,516	1,685	1,618	10,661
千葉市 (平成15年度)	2,872	5,835	2,761	2,138	2,370	2,188	18,164
中央区	752	1,395	687	536	565	487	4,422
花見川区	735	1,095	519	409	436	367	3,561
稲毛区	366	813	426	288	343	382	2,618
若葉区	413	1,201	528	475	541	556	3,714
緑区	291	724	280	214	283	233	2,025
美浜区	315	607	321	216	202	163	1,824

死亡、転出者を除き、転入者を含んだ実数

(5) 障害者手帳交付数

身体障害者手帳交付数

(単位 : 人)

市・区	平成 1 1 年度			平成 1 5 年度		
	18 歳未満	18 歳以上	計	18 歳未満	18 歳以上	計
千葉市	820	17 605	18 425	935	21 408	22 343
中央区	109	3 796	3 905	134	4 454	4 588
花見川区	142	3 644	3 786	141	4 372	4 513
稲毛区	141	2 854	2 995	162	3 526	3 688
若葉区	145	3 343	3 488	155	4 066	4 221
緑区	196	1 782	1 978	228	2 159	2 387
美浜区	87	2 186	2 273	115	2 831	2 946

療育手帳交付数

(単位 : 人)

市・区	平成 1 1 年度			平成 1 5 年度		
	18 歳未満	18 歳以上	計	18 歳未満	18 歳以上	計
千葉市	833	1 983	2 816	1 031	2 391	3 422
中央区	135	451	586	166	510	676
花見川区	171	349	520	206	419	525
稲毛区	140	338	478	142	427	569
若葉区	149	392	541	187	475	662
緑区	100	207	307	145	267	412
美浜区	138	246	384	185	293	478

精神障害者保健福祉手帳交付数

(単位 : 人)

市	年度	20 歳未満	20 ~ 39 歳	40 ~ 64 歳	65 歳以上	計
千葉市	1 1 年度	6	317	316	46	685
	1 5 年度	9	609	733	104	1 455

7 身近な生活課題

各地区フォーラムにおいて、委員の皆さんが日頃感じている生活全般に関わる問題を身近な生活課題として出しました。

委員の皆さんから出された多くの生活課題は、関連があるものを集め解決策を検討するためのキーワードとして設定しました。

(主な生活課題)

地域の交流が不足している。地域文化の継承が失われる。

家の中で閉じこもりがちな人がある。地域との関わりが薄く、交流する機会が少ない。

子どもと高齢者または障害者が日常的に交流する機会が少ない。

健常者と障害者の交流が不足している。

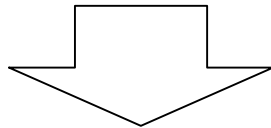
孤独や無気力にならない環境、孤独死を出さない。

元気な高齢者のための居場所が必要。それもサービスを受けるばかりでなくサービスを提供する側としての居場所が必要。

子どもや障害児のための自由な居場所が不足している。

障害者が安心して集える場所が少ない。

元気高齢者の活躍の場が足りない。



【主な解決策検討のキーワード】

交 流

近隣関係

居場所

社会参加

(主な生活課題)

自分らしい自立した生活を実現できる支援体制が不足している。

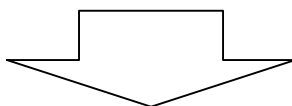
ゴミ出しなど日常生活のちょっとした支援を子どもたちでできないか。

買い物、炊事、洗濯、掃除、通院、散歩の相手、庭の手入れや一寸した大工仕事などに困っている。

地域で暮らしたくても障害者への生活支援が足りない。

60歳以上の元気高齢者の寝たきり予防策が足りない。

介護を要する高齢者への対応が必要。



身近な生活支援

自立支援

心と体の健康・医療との連携

(主な生活課題)

最近の犯罪情勢から、通学路、公共空間に対し不安感が大きい。

子どもの登下校時の安全が確保されていない。

一人暮らし高齢者の見守りが足りない。緊急時の支援が不足している。

視覚障害者や高齢者にとって、美観のためのプランターは危険である。

障害者が外出しやすくするための環境を整備する必要がある。

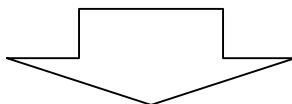
身体の不自由な高齢者が出かけるためのバスなどが使いにくい。

狭い歩道及び道路があり、危険である。バス乗降口が狭く、ステップが急で危険である。

更科方面への交通の便が悪い。

緊急時の支援に備えてくれる施設が身近な地域に少ない。

災害時での救出対象者の救出体制が整備されていない。



安全・見守り

バリアフリー

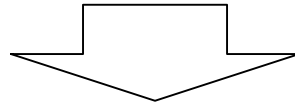
交通

緊急時の支援

防災

(主な生活課題)

地域に発信すべき情報が隅々までに行き届いていない。
各施設間の交流が少ない。情報の共有化を図る必要がある。
情報不足による偏見がある。
災害時に必要とする情報は障害者も必要である。
よろず相談窓口を地域に設けたらどうか。
24時間の相談支援体制が不足している。
専門家による相談ができるとよい。
サービスを必要とする時の相談場所の周知と情報提供が少ない。
福祉サービスの情報不足により、サービスを知らない。

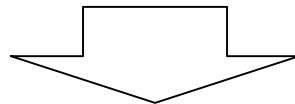


相談・情報

サービスの質の向上

(主な生活課題)

ノーマライゼーションの意識が足りない。
障害児への理解が不足している。偏見をなくす必要がある。
「福祉」を自分のことと捉えず、特別なものとしている人が多い。
学校における福祉教育が不足している。
若い世代が地域福祉活動に関心をもつ。
地域活動(町内自治会行事など)への理解や関心が乏しい。
ボランティアに参加しやすいシステムが必要
知識のあるボランティアが不足している。
障害のある子の卒業後の進路先が足りない。障害者のための働ける場所が必要。



福祉教育・人材育成

ボランティア・NPO活動

就 労

検討されたキーワード

検討順										
小倉・御成台千城台西北・千城台東南地区 フォーラム	A	身近な生活支援	相談	交流	バリアフリー	防災	-	-	-	-
	B	居場所	情報	ボランティア・NPO活動	こころのバリアフリー・福祉教育	人材育成	緊急時の支援	虐待	声なき要支援者の発見	安全
貝塚・桜木・加曾利・大宮地区 フォーラム	A	安全・見守り	虐待・権利擁護	身近な生活支援	福祉教育	バリアフリー	サービスのネットワーク化・サービスの質の向上・社会参加	自立支援	-	-
	B	交流・近隣関係の希薄化	情報	居場所（物理的）	人材の確保・活用・育成	相談	-	-	-	-
都賀・若松地区 フォーラム	A	身近な生活支援	居場所（施設の充実・活用）	情報	相談	声なき要支援者の発見	心と身体・健康づくり	医療との連携	サービスのネットワーク	-
	B	交流（自立支援・こころのバリアフリー・福祉教育・人材育成と活用・ボランティア・NPO）	緊急時の支援	社会参加（住民活動への支援）	就労	バリアフリー	-	-	-	-
坂月・更科・白井地区 フォーラム	A	交流	情報	交通	身体・健康	緊急時の支援	サービスの質の向上・ネットワーク化	福祉教育	自立支援	-
	B	相談・情報	身近な生活支援	見守り	ボランティア・NPO活動	社会参加	バリアフリー	人材育成	-	-

8 基本目標と5つの仕組み

(1) 基本目標

若葉区の目指すべき将来像として基本目標を定めることにしました。

『 だれもが いきいきと暮らせる

しあわせのまち 若葉区 』

～ あなたとわたしでつくる 支え合う地域福祉の実現を目指して ～

(2) キーワードのグループ化

また、本計画では、各フォーラムから出された身近な生活課題に対して、具体的に取り組んでいく施策（解決策）を提案していくため、その方向性を示す基本方針を設定することにしました。

この検討にあたっては、各フォーラムで話し合ってきた数多くのキーワードを活かし、互いに関連するキーワードをグループ化するところからはじめました。

その結果、次の5つの主要なキーワードに集約しました。

()内は、関連するキーワード

1 **交流・近隣関係**（居場所・要支援者の発見・自立支援）

2 **身近な生活支援**（ボランティア・NPO活動、社会参加、要支援者の発見、自立支援心と体の健康・医療との連携）

3 **安全・見守り**（バリアフリー、交通、緊急時の支援・防災）

4 **相談・情報**（サービスの質の向上、自立支援）

5 **福祉教育・人材育成**（ボランティア・NPO活動、就労）

(3) 5つの『仕組み』

基本方針については、集約された5つのキーワードがそれぞれにイメージでき、しかもわかりやすく、親しみやすいフレーズで表現することにしました。

この結果、次の5つを基本方針として設定し、解決策を提案していくことにしました。

また、この基本方針は、本計画では「仕組み」と表現することにしました。

仕組み1 誰もが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

(要旨)

まずはあいさつから。誰もが気軽にふれあい交流できる仕組みをつくり、希薄な近隣関係が改善されるよう努めます。

仕組み2 あなたも私も地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう

(要旨)

地域の幅広い人材を活用し、地域ぐるみで助けあう、支えあいの仕組みをつくり、支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるよう努めます。

仕組み3 備えあれば憂いなし、安全と見守りの仕組みをつくりましょう

(要旨)

社会の進展・変化に地域の安全が脅かされています。いまこそ区民の力を結集して安全と見守りの仕組みをつくり、だれもが安心して地域で暮らしていけるよう努めます。

仕組み4 必要な情報が行き渡り、気軽に相談し合える仕組みをつくりましょう

(要旨)

必要とする情報が行き渡る仕組みと、いつでも気軽に相談が受けられる仕組みをつくり、住民の悩みが解消できるよう努めます。

仕組み5 世代を超えて、ともに学びあい参加できる仕組みをつくりましょう

(要旨)

だれもがもつ福祉の心をはぐくみ、福祉活動を実践する人材を育てる仕組みをつくり、地域の福祉力が高まるよう努めます。

第2章 基本目標を達成するために

- 5つの仕組みと具体的な取り組みの内容 -

施策体系図

基本目標	5つの仕組み		具体的な取り組みの内容			
			施策の方向性		課題解決に向けた提案	
だれもがいきいきと暮らせるしあわせのまち 若葉区	1	だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう	1	近隣同士がふれあう機会をつくる	1	向こう三軒両隣ふれあい運動の推進
					2	子どもたちを見守り育てる活動の実施
			2	世代やハンデを超えてふれあう機会をつくる	3	公園やサークル活動を利用した交流機会の創出
					4	福祉施設等でのふれあい交流活動の実施
			3	気軽に過ごせる場所をつくる	5	気軽に過ごせる拠点(ふれあいハウス・サロン・センター)の創出
					6	多様な仲間づくり、市民活動の促進
	2	あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう	4	身近なところから支えあいの機運を高める	7	仕組みづくりの啓発活動(助け合いシステムへのとっかかり施策として)
					8	活動の中核となれる人材の発掘
					9	私たちのまちの福祉を考える会(仮称)の設置
			5	支えあうシステムをつくる	10	助けあい支えあいシステム
					11	地域でできる介護予防
	3	備えあれば憂いなし、安全と見守りの仕組みをつくりましょう	6	防犯・防災意識を高め実践する	12	防犯・防災意識の啓発活動
					13	防犯・防災巡回の実施

 あなたとわたしでつくる 支え合う地域福祉の実現を目指して 		7	要支援者を見守る	14	要支援者の把握	
				15	要支援者を見守る体制の整備	
				16	民生委員・児童委員の活動支援	
		8	緊急時の支援システムをつくる	17	緊急時避難誘導システムの構築	
				9	障害者を支援する環境を整える	18
		19	障害者支援のための規定の整備			
		10	バリアフリーをすすめる	20	地域バリアフリー計画	
	11	交通問題を改善する	21	交通不便地区の解消		
			22	交通バリアの解消		
	4	必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょう	12	身近に情報が得られ相談できる	23	地域福祉に関する情報のホームページ開設
					24	地域版「よろず相談窓口」の構築
					25	身近な場所に出張相談
	5	世代を超えて、ともに学びあい参加できる仕組みをつくりましょう	13	家庭や地域で福祉の心をはぐくむ	26	福祉のこころを育む活動の推進
					14	人材を発掘し活用する
			28	ふれあいワーク&ショップ活動の創設		
15	福祉を学び実践する	29	地域での福祉教室の開催と活動支援			

< 仕組み 1 >

誰もが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

要旨 まずはあいさつから。誰もが気軽にふれあい交流できる仕組みをつくり、希薄な近隣関係が改善されるよう努めます。

施策の方向性 1

近隣同士がふれあう機会をつくる

【現状と課題】

近年の急速な少子高齢化や核家族化は、ますます地域住民の交流の希薄化をもたらしています。

高齢者の孤独や不安、子どもたちの健全な育成をはばむ諸問題、そして障害者の「施設から地域へ」の大きな流れ。誰もが安心して自立した生活が送れるように、みんなが参加でき、ふれあえる機会をつくることが求められています。

自分たちの生活の中でも、一人暮らしの高齢者や障害者、活動や参加に制限のある方、子育て中の家庭など、家族だけで解決するには、どうしても負担が大きいときがあります。また、不安や悩みを打ち明けたいときもあります。その人らしい生活に配慮して、普段から身近に手助けのできる顔なじみの関係をつくっていくことが必要です。

【課題解決に向けた提案1】

向こう三軒両隣ふれあい運動の推進

主な対象者

すべての地域住民

主な担い手

自分自身、家庭、ボランティア、町内自治会、市社会福祉協議会地区部会（以下、社協地区部会という）、小中学校など

（担い手について）

例えば、すでに地域で、活動している団体やグループ、福祉関連施設の職員や福祉活動推進員（注）をコミュニティーワーカー（以下CWという）というような地域福祉を推進していく要となる人（民生委員・児童委員、町内自治会長と協力して活動するため兼務しない。できれば小学校単位程度の範囲でリーダーを選出。）として全市的に任命し、地域福祉活動のアドバイザー、コーディネーターになっていただくことも将来的には必要です。

（注）福祉活動推進員は、法律や条令によって決められたものではありませんが、地域での福祉向上に積極的にたずさわっていただくために、市社会福祉協議会が委嘱し、地区部会ごとに置かれています。

内 容

はじめは自分自身、あるいは家庭ので日常的なあいさつが励行できるよう努めます。

ポスターやステッカーづくりなどであいさつ運動の啓発活動に取り組みます。

生活マップづくり（ゴミ収集や医療機関情報、お店情報やバリアフリーマップなど）やその配布を通して交流を深めます。

いつも誰かの手助けを受けるばかりではなく、自らのできる手助けをすることで、相互の信頼やきずなが深まるようなまちがつけられるよう努めます。

【課題解決に向けた提案2】

子どもたちを見守り育てる活動の実施

主な対象者

すべての地域住民

主な担い手

ボランティア、主任児童委員、CW、NPO、町内自治会、社協地区部会、PTA・保護者会、小中学校など

内 容

小学校区を中心として、地域で子どもたちを見守り育てる活動を展開し、住民の交流を図ります。例えば、小学校の行事を地域のお祭りのイベントにして、住民の参加、協力の場にします。

子どもたちの居場所として、地域子ども教室事業(わくわくキャンパス、すくすくスクールなど)という取り組みが一部の小学校で行われています。例えば、このスタッフとして、シニアボランティアや地域住民が参加し、昔遊びの指導や遊び相手、話し相手として参加し、交流を図ります。このような活動を通じて、子どもたちの放課後の安全な居場所、見守りの体制をつくり、地域と学校との連携をより深めます。

青少年育成委員、町内自治会、社会体育振興会、小中学校などと協力して、地域の老人クラブや町内自治会、社会体育振興会等の行事(運動会、グラウンドゴルフなど)に、子どもたちも参加できる機会をつくるなど、だれもが参加できる地域交流行事の創出を検討します。

施策の方向性2

世代やハンデを超えてふれあう機会をつくる

【現状と課題】

まだまだ、福祉を特別の人のためのものと考えている人が多くいます。障害をもつ方に対して、教え方がわからない、怪我をしたら困るという理由で、自治会館、公民館等のサークルに入れてもらえない場合があります。誰もが、地域で共に暮らすことが当たり前となるように、子どもの頃からの交流が大切です。

【課題解決に向けた提案3】

公園やサークル活動を利用した交流機会の創出

主な対象者

すべての地域住民

主な担い手

花いっぱい運動参加者・団体、趣味サークル、子ども会、老人クラブ、町内自治会（清掃・防犯活動）など

内 容

公園の美化活動を通して、住民の交流の足がかりにします。

地域の公園を地域住民の見守りと世代を超えた交流の場にします。

例えば、公園を乳幼児を連れた親子、小学生の遊び場としてだけでなく、地域住民が美化作業（ボランティア）に積極的に参加し、世代を超えて気軽に声かけられる場として役立て、身近な助け合いへとつなげていきます。

子ども会の運営に、地域住民（地域の高齢者や子ども会に子どもが属していない人）が協力することで、地域の子どもの交流を図ります。

公民館、コミュニティーセンターなど、地域の中で自主的に行われているサークルや集まり、スポーツ広場などで行われているグラウンドゴルフなどへ、世代やハンデ（活動や参加に制限）を超えて積極的に参加する機会をふやします。

【課題解決に向けた提案4】

福祉施設等でのふれあい交流活動の実施

主な対象者

すべての地域住民

主な担い手

福祉施設、ボランティア、CW、町内自治会、社協地区部会、子ども会、小中学校など

内 容

地域の中にある子育て支援、高齢者、障害者などのための福祉施設等に、地域住民が関心を向けて、ボランティア活動を行っていきます。

福祉施設等も積極的な地域交流を図るため、施設の開放や専門職員の派遣、ノウハウの提供など、地域の福祉向上に寄与していくよう努めます。

実践例 1

高齢者デイサービスセンター「シャローム若葉（桜木町）」では、『おげんきくらぶ』という活動を、平成8年4月に立ち上げ、施設の機能を地域に開放しています。

内容は、月1回程度、ボランティア講師を招き、陶芸、書道、俳句、健康体操、カラオケ、園芸など多様な教室が開かれるほか、自主的な交流会や食事会なども実施しています。参加者は50代以上の方々が多く、交流を通して介護予防やいきがづくりにもつながっています。

また、平成17年8月に開設された「シャローム若葉・グループホーム虹の家（若松町）」は、地域の皆さんがいつでも立ち寄れるよう、地域交流スペースとして安らぎの空間が設けられているのが特徴で、ボランティアの協力により『ふれあいサロン美助人（びすけっと）』が運営されています。

内容は、月曜から金曜までの毎日、地域の憩いの場として、また福祉を語り考え情報を得る場として気軽に立ち寄れます。語らい、喫茶のほか、写真展、作品展、福祉・介護の勉強会、講演会なども企画されています。

施策の方向性3

気軽に過ごせる場所をつくる

【現状と課題】

自分ができることでお手伝いをしたいと思っても、情報の拠点となるところがなければうまく活用できません。

また、手助けがほしいときも、地域の人と顔見知りでなければ気軽にお願ひできません。

地域にある施設、空き店舗、個人宅などを利用して、誰もが気軽に利用できる拠点づくりを進めます。

【課題解決に向けた提案5】

気軽に過ごせる拠点（ふれあいハウス・サロン・センター）の創出

主な対象者

子ども、子育て中の保護者、障害者、高齢者などすべての地域住民

主な担い手

ボランティア、NPO、CW、町内自治会、民生委員・児童委員、社協（区事務所、地区部会）、福祉関係施設・事業者、千葉市など

内 容

「・・・自治会ふれあいハウス」

- ・自治会単位で、住民の暮らすまち中に近隣住民の身近な交流の場を、個人宅、老人つどいの家、グループホームなどを拠点として運営します。
- ・住民が気軽に立ち寄れる範囲で、おしゃべりやお茶を飲めるようなふれあいハウスの運営を広めるとともに、新たなハウスづくりに取り組むノウハウの提供などを、ボランティア活動で支援します。
- ・運営に当たっては、前述のCWなどが活動員（協力者）とともにコーディネートを行う必要があります。

「・・・小学校地区ふれあいサロン」

- ・小学校区を単位として、いつでも人と情報が行き交う交流のサロンづくりです。
- ・自治会館、空き教室、福祉施設などを拠点として、気軽なおしゃべりの機会をはじめ、カルチャー企画、お楽しみ企画、ふれあいショップ（不

要品のリサイクルや福祉作業所等の委託販売など)などを行います。

- ・運営に当たっては、CWなどが、活動員(協力者)とともにコーディネートを行う必要がありますが、社協区事務所や千葉市の支援が求められます。

「・・・中学校地区ふれあいセンター」

- ・中学校区単位で、人の立ち寄りやすさを主眼におき、公民館、商店街の空き店舗、コミュニティーセンター、福祉施設等を拠点として、ふれあいショップ(不要品のリサイクルや福祉作業所等の委託販売など)、保健福祉センターと連携しての健康相談や検診など、また、社協区事務所などと連携しての講座や講習などを行います。
- ・身近な市民活動や区内、市内のボランティア、福祉活動等の情報を集約し、必要な情報が提供でき、地元の商店街や企業も巻き込んで地域の福祉活動の情報拠点とします。
- ・運営に当たっては、CWなどが、活動員(協力者)とともにコーディネートを行う必要がありますが、社協区事務所や千葉市の支援が求められます。

「若葉区ボランティアセンター(若葉保健福祉センター内)」

- ボランティア活動、市民活動の拠点として - 2つの機能

- ・情報収集と発信の拠点として、区内の福祉活動の情報が集まる場に(例えば、施設、介護グループ、市民活動グループなどの情報を集約、必要な情報が得られるようデータベース化)します。
- ・わかばボランティアクラブ(ボランティア活動、地域福祉活動の拠点。子どもから高齢者まで自分にできることを)を発足(再掲 ⑤、仕組み5-(1)-参照)します。
- ・自分のために、人のために、まちのために何かしたい人が集い、手助けをしてほしい人が申し出て、身近な問題や困りごとを身近なところで解決していく仕組みをつくります。運営委員会や連絡会単位のグループ活動で、より身近な助け合いのしくみをつくります。
- ・区民のボランティア活動の拠点施設として、日曜日の開設や平日の開設時間延長等、その施設機能をさらに充実する必要があります。

その他

ここに提案された交流拠点を設置、運営していくには、各団体間の横の連携を図り、推進していくための組織が必要となります。

町内自治会単位では……地域のCWと協力し、各町内自治会、民生委員・児童委員等と活動員（協力者）が町内自治会単位の福祉活動と町会単位の「ふれあいハウス」の運営にあたります。

小学校区単位では、……町内自治会、社協地区部会、福祉施設等とCW・活動員（協力者）が協力し、小学校区の地域福祉活動と「小学校地区ふれあいハウス」の運営にあたります。

(仮)地区ふれあい委員会……小学校区単位での活動を生かし、社協地区部会、福祉施設等とCW・活動員（協力者）が協力し、中学校区の地域福祉活動と「中学校地区ふれあいセンター」の運営にあたります。

(仮)若葉区ボランティアセンター運営協力委員会(今回の4フォーラム地区を単位とし、地区町内自治会連絡協議会、社協地区部会、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の代表者などで構成)とCW・活動員が、若葉区ボランティアセンターの運営協力、公的な情報の収集と地域福祉活動の相談、支援。行政とのパイプ役となります。

【課題解決に向けた提案6】

多様な仲間づくり、市民活動の促進

主な対象者

すべての地域住民

主な担い手

ボランティア、福祉施設、当事者団体、NPO、千葉市など

内 容

比較的閉じこもりがちな行動や参加に制限のある方同士、あるいはその家族が気軽におしゃべりしたり、同じ悩みを分かち合ったり、リフレッシュしたり、制度や仕組みに対する要望や意見をまとめることのできる交流の場が必要です。

これらの活動を支えるボランティアの支援を行う必要があります。

他のグループとの交流を促進し、当事者自らも積極的に参加するよう努めます。

実践例2

平成11年4月に設立された『若松台ふれあい広場』(若松台3丁目)は、他とはちょっと違った老人クラブです。会員数は約120名。絵画や書道、グラウンドゴルフなど、毎月20種余りの講座を延べ80回程度開いています。

前身の「親和会」は、旧態依然とした活動が好まれず、一時、会員が10名程度にまで減りました。これではいけないと一念発起した当時の世話人達が、「高齢者を連想させる」と名前を改正、年齢制限も50歳代から入会できるように引き下げたところから現在に至っています。

今では、あまりに盛況で、活動拠点の自治会館が手狭になるなどの悩みもありますが、会員の健康、友愛、社会奉仕をベースに、新しい老人クラブの姿を求めて活動を続けています。

< 仕組み2 >

あなたも私も地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう

要旨 地域の幅広い人材を活用し、地域ぐるみで助け合う、支えあいの仕組みをつくり、支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるよう努めます。

施策の方向性4

身近なところから支えあいの機運を高める

【現状と課題】

町内自治会など身近な小地域単位での助け合いのシステムをつくりあげるのは思うほど容易ではありません。

なにしろ「隣は何をする人ぞ」が当たり前と言われるほど近隣関係が希薄になっているからです。

このような中で、自分たちの手で地域の抱える生活課題を解決していこうという共通認識を醸成していくのは、非常に難しいという現実を直視せざるを得ません。

区内には、地域福祉の推進力となる人材がいるにもかかわらず、具体的にどのような動きをして地域の人々の力になったらいいのか、始まりの段階できっかけがつかめず戸惑っている方もいます。

ここに提案する取り組みは、身近な助け合いのシステムをつくるための手がかかり、きっかけづくりとなるものです。

【課題解決に向けた提案7】

仕組みづくりの啓発活動（助け合いシステムへの、とっかかり施策として）

主な対象者

すべての地域住民

主な担い手

町内自治会、市社協（区事務所、地区部会）、千葉市など

内 容

主に市社協や行政による地域福祉の啓発活動を展開しながら、一人ひとりの身近な助け合いへの関心や意識を高めていきます。

- ・チラシや市政だよりなどによる地域福祉に関する広報
- ・市社協等での講習会、勉強会（先進地域の助け合い事例紹介等も含む）
- ・自治会等での地域福祉に関する話し合い

【課題解決に向けた提案 8】

活動の中核となれる人材の発掘

主な対象者

すべての地域住民

主な担い手

町内自治会、市社協（区事務所、地区部会）、千葉市など

内 容

区内に居住する各種の福祉関係の専門職やことぶき大学校などの生涯大学の修了者、ボランティア経験者などから希望者を募り登録（人材バンク）します。

特に定年退職者は、有力なサポーターとして今後期待されます。

【課題解決に向けた提案 9】

「わたしたちのまちの福祉を考える会」（仮称）の設置

主な対象者

すべての地域住民

主な担い手

町内自治会、市社協（区事務所、地区部会）など

内 容

例えば、町内自治会内の福祉課題に問題意識をもって、話し合う仲間づくりを推進します。町内自治会での福祉活動の一環として取り組む場合は、総会等で承認を得る必要があります。

地域福祉を実践している先進事例の勉強会、見学会などを開催します。

住民の福祉ニーズを把握し、私たちのまちに見合った相互支援システムをつくります。

施策の方向性5

支えあうシステムをつくる

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化と個人の尊重、都市化等の社会構造の変化は、地域住民の交流・近隣関係の希薄化を招きました。

いま、地域には高齢者の孤独や不安、児童の健全な育成を阻む虐待等の諸問題、そして障害者の「施設から地域へ」の大きなうねり、更には介護予防を含む介護保険の大幅な見直しがあります。

このような状況下、私たちは地域ぐるみで手をつなぎ、一日も早く、赤ちゃんから高齢者、障害者まで、世代やハンデを超え相互に支援する仕組みによって、コミュニティの再構築を図る必要に迫られています。

【課題解決に向けた提案10】

助けあい支えあいシステム

主な対象者

高齢者、障害者、児童等、支援を必要とする人

主な担い手

町内自治会、社協地区部会、NPOなどの各種賛同団体

内 容

現在、若葉区の一部で実施している助け合い支えあい組織を参考にしながら、下記のような日常生活全般の助け合いシステムをつくります。

買い物、外出、通院、庭の手入れ、一寸した大工仕事、ごみ出し、食事、洗濯や掃除、話し相手、よろず困りごと相談、安否の確認、ペットの世話、パソコン指導、公共機関などへの手続き、子守、子どもの一時預かり、通学見守り、留守番、趣味やスポーツの相手、手話、介護予防教室

目 標

初期の段階では、担い手となる自治会をはじめ各種賛同団体での啓発、勉強会、ニーズの把握などに努め、共通認識の醸成を図ります。

先行事例の学習会や、相互支援組織の立上げ（支援者・利用者の募集、規定の整備）を行い、試行実施をします。

いくつかの先進モデル地区を設定し、実践活動を開始します。

その他

事務局の設置場所や活動員の確保が課題となります。

利用料の設定については、対等と継続性の見地から検討していく必要があります。

実践例 3

貝塚北部自治会には「福祉を考える会」という互助組織があります。

この会は、会員相互の援助活動により、介護保険や市のサービスなど公助のはざ間を補い、互助の輪を広げ自助を支援することにより、「この地を終の棲家と定めた高齢者の方々が、老後を明るく楽しく暮らせるような街づくりの形成に役立つこと」を目的に、平成16年8月に立ち上げられました。

平成17年3月末日までに、135件の様々な日常生活支援（蛍光灯の取り替え・お風呂の目地の修復・庭の手入れ・留守番・大型家具の廃棄・買い物や墓参り同行など）に応じています。

実践例 4

会員制のたすけあいグループ『てくてく』（若葉区都賀の台）は、「地域の中で、助けたり助けられたり、毎日を安心して暮らしたい！」そんな思いから、平成9年7月に設立されました。

何らかの理由で、人の手を借りなければ日常生活の維持が困難な方への援助です。ケアは、有償ですが、有償にすることによって、適正な手助けが図られ、「やってあげる」という意識をなくし、対等の立場に立つことができます。

ケアを受ける側も行う側も同じ会員です。会員同士の信頼関係を大切にするため、入会金は双方とも拠出します。会員数は、約100名です。

地域の中で、「ちょっとした手助けがあればいいのに…」と思ったとき、気軽に声かけられるグループを目指しています

【課題解決に向けた提案 11】

地域でできる介護予防

主な対象者

高齢者、障害者、地域住民（特に退職男性や女性の方々）

主な担い手

老人クラブ、町内自治会、社協地区部会、高齢者福祉施設、地域包括支援センター（注）、医療機関、千葉市など

内 容

地域住民が介護予防に関心をもち、意識しあい、声をかけあい、介護予防プログラムに参加します。

健康チェックシートで自立度を判断します。

心と体の健康づくり、身近なところではじめます。老人クラブのサークル活動に、筋力トレーニングなどを取り入れてみるのも必要です。

世代間交流も取り入れ、介護予防を地域の課題として、町内自治会などでも取り組みをすすめます。

介護予防教室など、地域で行われている情報を提供します。

福祉関連施設、若葉区保健福祉センター、地域包括支援センター、医療機関などの支援、連携が必要です。

（注）地域包括支援センター

介護保険制度の改正により、相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを主な機能としてもち、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として設置が予定されています。

< 仕組み3 >

備えあれば憂いなし、安全と見守りの仕組みをつくりましょう

要旨 社会の進展・変化に地域の安全が脅かされています。いまこそ区民の力を結集して安全と見守りの仕組みをつくり、だれもが安心して地域で暮らせしていけるよう努めます。

施策の方向性6

防犯・防災意識を高め実践する

【現状と課題】

個人主義や核家族化、共働き等の増加によるものと思われる「地域住民間の関係の希薄化」が進行し続ける今日、児童や高齢者を狙った犯罪が多発していることが社会問題となっています。若葉区でも決して例外ではありません。

また、火災だけでなく昨今の異常気象による風水害の多発も心配されるところです。普段から防犯、防災意識を醸成していく必要があります。

最近では、地域の取り組みを紹介するテレビ番組の影響等により、各地で防犯、防災に対する自衛手段を講じ、効果を挙げている例もあります。若葉区においても自主的に自己防衛組織を立ち上げ、活動しているところがふえてきました。

行政としても、組織が根付くことを念頭においた支援策を講じる必要があります。

【課題解決に向けた提案12】

防犯・防災意識の啓発活動

主な対象者

すべての地域住民

主な担い手

町内自治会、自主防災組織、地元消防団、警察・消防署など

内 容

地区ごとに定期的に町内の巡回を実施することにより、「目」のある町というイメージを定着化していきます。

人気のない危険箇所については、ピンポイントで巡回の重点箇所に指定するほか、地域住民に広く周知します。

地元警察や消防署に要請し、パトロールカーによる密度の濃い巡回や消防車による「火災予防」を呼びかける巡回活動などを行ってもらうことも必要です。

地域での防犯の講習会や防災訓練を定期的実施していくような取り組みも行っていきます。

【課題解決に向けた提案 13】

防犯・防災巡回の実施

主な対象者

すべての地域住民

主な担い手

町内自治会、自主防災組織など

内 容

町内自治会などに防犯・防災組織を立ち上げ「午前班」・「午後班」・「夜間班」などに組み分け、専用のユニフォームや腕章を着用し、「見守り」「声かけ」をしながら所定の地区を巡回します。

特に、高齢者住居、不在住居、留守（長期）宅及び駐車場等に関しては重点的にチェックします。不審者、不審車両には、十分注意し、必要に応じてメモをとり、組織の責任者や警察に通報します。

巡回員は、多数の人材を要し、地域住民によるボランティアで実施することが想定されるため、ボランティアの募集等を行う必要があります。

実践例 5

多部田町いずみ台ローズタウン自治会（戸数約500戸、居住戸数約450戸）では、平成16年12月から自治会内に防犯・防災部を設け自主的な活動を展開しています。

- 1 チームは各曜日ごとに「午前班」・「午後班」・「夜間班」・「通学路見守り班」・「ワンワン散歩者班」に編成 人数は5～6人
- 2 巡回員は帽子、腕章、夜間班のみ蛍光塗料付のジャンパー着用
- 3 班分けは、参加ボランティアに対し、アンケートにより都合のよい曜日、時間帯を選択
- 4 ボランティア登録は約200人
- 5 帽子、腕章は全員に配布 蛍光塗料付のジャンパーは備品扱いで自治会保管 警棒・拍子木・懐中電灯・保安灯（点滅、赤色光）・提灯（火の用心）などの備品類も自治会保管
- 6 その他 防犯・防災部長から月末に翌月の編成表をチーム長に配布
チーム長から出欠表、気がついた点等の報告
《例えば》「街灯が消えている、瞬いている」、「Aさん宅で可燃物の始末が悪い」、「植木が繁茂し、庭内が確認できない」など

施策の方向性 7

要支援者を見守る

【現状と課題】

現代社会は情報化の進展により、自宅に居ながらさまざまな情報を入手することができます。

しかし、人間関係の複雑化や近隣関係の希薄化等により、個人主体の社会へと移行が進み、住民の日常的な相互扶助機能が低下し、地域での安全な生活が脅かされようとしています。

また、地域には何らかの社会的支援を必要とする方々も数多く生活されており、心身の状態にかかわらず、地域の一員として安心して暮らしていけるように、行政とともに地域で見守っていく必要があるのではないのでしょうか。

【課題解決に向けた提案 14】

要支援者の把握

主な対象者

独居高齢者、障害者など

主な担い手

町内自治会、民生委員・児童委員など

内 容

地域で安心、安全に暮らすための支援が行えるように、各地区に暮らしている独居高齢者、障害者などの把握を、本人の合意とプライバシーの保護について十分に配慮しながら行います。

その中で、支援が必要な方（家庭）については、各相談機関と連携をとって、どのような手法による見守りが必要か検討していきます。

要支援でなくても、今後の生活で安心、安全に暮らせるように普段から近隣等との交流機会を設け、関係を密にしておくことも必要です。

【課題解決に向けた提案 15】

要支援者を見守る体制の整備

主な対象者

独居高齢者、高齢者世帯、障害者のいる家庭、登下校時の児童など

主な担い手

町内自治会を中心とする近隣住民、ボランティア、NPOなど

内 容

例えば、町内自治会に「見守りチーム」を設け、要支援者の近隣住民（ボランティア）を中核とした支援チームをスタートさせます。

「見守りチーム」は、独居高齢者への声掛け、安否確認、障害者への各種支援、児童の登下校時の見守りなどを行います。

【課題解決に向けた提案 16】

民生委員・児童委員の活動支援

主な対象者

独居高齢者、障害者、児童等

主な担い手

ボランティア（元気な高齢者を中心とした）など

内 容

民生委員・児童委員による活動を一層充実するため、各委員のもとにボランティアから成る下部組織を編成して、委員の行う活動をバックアップします。

メンバーは、元気な高齢者を中心に編成します。

施策の方向性 8

緊急時の支援システムをつくる

【現状と課題】

災害等において、高齢者や障害者などに対する避難誘導體制が十分に整っていないのは、犠牲者の増大に拍車をかけることになり、もはやこのこと自体が人災と言えるのではないのでしょうか。地震国である我国として、弱者支援の避難誘導のためのシステムが当然あってしかるべきと思います。

また一方で、近年の地域におけるコミュニケーションレスの結果を反映するかのよう、高齢者の孤独死が社会問題となっています。身近に相談できる人や場所があれば少しでも防げるのではないのでしょうか。

身近な地域の中に、これらの課題に対応できるシステムを早急に構築する必要があります。

【課題解決に向けた提案 17】

緊急時避難誘導システムの構築

主な対象者

独居高齢者、障害者など

主な担い手

町内自治会、自主防災組織など

内 容

町内自治会などに、普段から支援チームを編成しておき、大地震、台風、大雨等による災害時の非難誘導をスムーズに、的確に実施できるようにします。

優先避難対象者を、本人との合意の下にリストアップし、「マップ」に落とし込んでおきます。

要支援者の情報やデータをもつ行政は、「避難マニュアル」や「優先避難対象者マップ」の作成のため、プライバシーに配慮しつつ可能な支援を行います。

実践例6

社協都賀地区部会では、地元の民生委員・児童委員、町内自治会と連携して、災害時、家族の力だけでは避難行動がとり難く、手助けを必要とする方々（例えば、独居高齢者、高齢者世帯、障害者など）の安否が確認でき、また救援活動ができるように『震災時、救援（サポート）対象者表とマップの作成』を行っています。

個人情報保護が強く求められる時代にあって、その取り扱いが、非常に難しい面もありますが、人命尊重を最優先に考え、地域で災害時に即応できるよう取り組んでいます。

施策の方向性9**障害者を支援する環境を整える****【現状と課題】**

現在、千葉市には障害者手帳の交付を受けている人が、約2万9千人もいますが、これらの方々に対応する施設の整備水準は政令市の中でも低く、特に若葉区の施設整備は遅れています。

障害者を抱える家族も高齢化が進み、親亡き後どうになってしまうのか全く見通しが立たず、不安で一杯なのが現状です。

こうしたことから、24時間、あるいは一生涯安心して暮らせる施設の整備やシステムの構築が急務であり、法人が施設整備に参入しやすい環境づくりや条例の制定などを検討する必要があります。

【課題解決に向けた提案18】

障害者福祉施設整備の充実

主な対象者

障害者及びその家族等

主な担い手

障害者及びその家族等、地域住民、社会福祉法人、NPO、千葉市など

内 容

地域住民は、障害者及びその家族等との交流などを通して、障害者のおかれている状況や実情を理解し、どのような施設が不足しているのか、どのような施設が必要なのか現状を共有し、行政等に働きかけます。

行政は、生活訓練施設、授産施設、グループホーム、福祉工場等、必要な施設が体系づけて整備されるよう、法人の参入を推進するなどの各種支援策を一層充実させていくよう努めます。

【課題解決に向けた提案 19】

障害者支援のための規定の整備

主な対象者

障害者及びその家族等

主な担い手

障害者及びその家族等、地域住民、千葉市など

内 容

地域住民が、障害者及びその家族等との交流などを通して、いままで以上に地域に溶け込めるようお互いに努力する必要があります。実情を理解し合い、障害者福祉の充実のために地域住民と共に行政等に声が届くよう努めます。

障害者等の支援を必要とする方々が、24時間、生涯安心して暮らしていけるようなシステムを構築するため、より支援しやすい環境を整えていく必要があります。その礎となるべき条例等の規定の整備は、行政が全市的取り組みの中で検討していく必要があります。

施策の方向性 10

バリアフリーをすすめる

【現状と課題】

高齢者の自立支援に向けた介護保険法の施行、障害者の社会参加や就労を目標とした障害者自立支援法も成立し、いまや年齢や障害の有無に関わらず、自立の促進や社会参加が普遍の姿となってきました。しかし、建物内外の僅かな段差や、点字ブロックの上に置かれた自転車等が、その社会参加や自立化を阻害する要因となることもあります。

ハード面のバリアフリー化を地域や行政等が一体となり進め、高齢者、障害者の社会参加が実現できるよう努める必要があります。

また、支援を必要とする方々がちょっとしたことで困らまっているところを見かけた際の声かけ等、ソフト面からの心のバリアフリーもあわせて実現し、誰にでも優しい地域社会であってほしいものです。

【課題解決に向けた提案20】

地域バリアフリー計画

主な対象者

高齢者、障害者等すべての地域住民

主な担い手

町内自治会、地区社協、福祉関係者、学校・幼稚園等

内 容

地域の高齢者、障害者等、地域住民の外出や交通事故の危険を増大させる路上駐車や放置自転車等の公道上の障害物の除去等、自らが常に地域住民の安全や社会参加を支援する視点を持ち、行動することで、地域内の様々なハード面のバリアを解消します。

また、学校・幼稚園等の皆さんによる地域内の福祉施設の訪問や体験、福祉施設から学校・幼稚園等への講師派遣により「福祉」や「介護」「ボランティア」等の学習機会を提供したり、また、様々なシンボルマークの意味するところを理解してもらうなど、社会福祉に対する新たな観点をもつことで、心のバリアフリーの推進にも努めます。

施策の方向性 11

交通問題を改善する

【現状と課題】

若葉区は千葉市で最も面積が広く、特に坂月・白井・更科地区だけで市全域の約4分の1前後もあり、大部分が市街化調整区域で、過疎が著しく進んでいます。そのため交通機関のない地域やあっても極めて不便な地域があり区役所、市民センター、病院等へ行くのにマイカーに乗れない高齢者、子ども、障害者など、多くの人困っています。

また、現在のバスは乗り降りが大変で足腰の弱い人は難渋しています。更にモノレールを始め、各駅の券売機には障害者用の表示もありません。

その他、バスの運行時間外は近くにタクシーも少なく、高齢者や障害者は常に交通への不安を抱えています。

このようなことから、その対応・改善を図っていく必要があります。

【課題解決に向けた提案 21】

交通不便地区の解消

主な対象者

交通不便地区の住民

主な担い手

町内自治会、地域住民、交通事業者、千葉市

内 容

交通不便地区の住民は、地域が一体となってその実情を訴え、交通事業者や行政に声が届くよう努めます。

交通事業者や行政は、現在運行中のバスの増便、ルート・循環形態の変更等、地域の実情等を踏まえた見直しを、住民と共に検討する必要があります。また、路線バスの廃止区間などには、コミュニティバスの運行を検討します。

【課題解決に向けた提案 22】

交通バリアの解消

主な対象者

高齢者、障害者など

主な担い手

バス、モノレール事業者等、NPO法人、千葉市など

内 容

バス、モノレール事業者等は、低床バスの普及や券売機（障害者切符の発行機能など）の改善など、高齢者や障害者にやさしい交通バリアの解消に努めるとともに、行政もこれらを支援する必要があります。

このほか、交通手段として、地域内の助け合い支えあい組織やNPO法人等による移送サービスの導入など取り組んでいく必要があります。

< 仕組み4 >

必要な情報が行き渡り、気軽に相談し合える仕組みをつくりましょう

要旨 必要とする情報が行き渡る仕組みと、いつでも気軽に相談が受けられる仕組みをつくり、住民の悩みが解消できるよう努めます。

施策の方向性 12

身近に情報が得られ相談できる

【現状と課題】

千葉市では、市民が安心・安全・快適に暮らせるように、日常生活の様々な問題について細分化された相談窓口を設けています。「ちば市民便利帳」には各相談窓口の電話番号・FAX 番号だけでなく、メールアドレスも記載され、千葉市のホームページでも同様の情報を提供しています。

高齢者・障害者など要支援者からの相談は、若葉保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口でも受け付けています。総合相談窓口には、6人の職員が配置され、相談内容に応じた窓口を紹介したり、相談室で直接相談業務に当たったりします。受付が一本化されているので、利用者は複雑な窓口で頭を悩ませることなく該当窓口を紹介してもらえます。

このように、千葉市では市民に向けて様々な情報を発信しているし、相談者を受け入れる体制も整えています。それにもかかわらず「欲しい情報が手に入らない」「いざという時にどこに相談していいのかわからない」といった声が多く聞かれるのが現状です。

要支援者が必要とする情報は、そのニーズに合わせて多岐にわたっています。例えば、それは施設の一覧表や連絡先ではなく、最新の現場の状況・情報なのです。行政の立場からは踏み込むことのできない支援の現場の情報は、むしろ当事者間の口コミによって伝わっていきます。

このような、支援を必要とする人のニーズに合った具体的な情報はどうしたら保障できるのでしょうか。また、情報がその場で解決につながるためには、どのような支援や体制が必要なのでしょうか。

さらに、若葉区内であっても交通のアクセスが悪いことを考慮すると、若葉保健福祉センターだけでは十分にカバーしきれないことがあります。

このような物理的な見地からも、地域の資源（施設、人）を活用したフットワークの良い対応が図れるのではないのでしょうか。

【課題解決に向けた提案 23】

地域福祉に関する情報のホームページ開設

主な対象者

情報を必要としている人

相談したいと思っている人

主な担い手

社協若葉区事務所、ボランティアセンター、千葉市など

内 容

インターネットにホームページを立ち上げて、各種施設や事業内容を詳しく載せ、要支援者別、事業別の情報だけではなく、相談事例や利用した人のコメントもアップできるようにする等、要支援が必要とする情報を提供できるよう、様々な方が利用しやすいホームページの作成を検討する必要があります。

また、情報を必要としている人には、郵送、FAX・メール等、当事者が希望する手段で積極的に情報を届けるような体制作りも必要です。

情報を収集・更新し、必要な人が最新の情報が得られるようにします。

その他

要支援者にアンケート等を実施して、相談機関・事業所・各種サービス・施設の利用状況を調査し、データを収集することも必要です。

【課題解決に向けた提案 24】

地域版「よろず相談窓口」の構築

主な対象者

情報を必要としている人

相談したいと思っている人

主な担い手

地域の保健・福祉施設、民生委員・児童委員、町内自治会、社協区事務所、学校など

内 容

若葉保健福祉センターには、総合相談窓口が設置されており、専門家が様々な相談に対応していますが、地域には他にも公的色合いが強く、専門家が活躍している様々な社会資源（施設、人）があります。そういった地

地域の施設や人を活用した相談の仕組みを検討する必要があります。
特に、緊急を要するときなど、身近な地域で専門的な相談が受けられるような体制を整えば、抱えている問題が重度化、複雑化する前に解決の糸口がつかめるなど、大きな効果が期待できます。

目 標

若葉保健福祉センターの総合相談窓口とは別に、地域の中に相談窓口や拠点を設け、要支援者が気軽に相談できるようにします。

若葉保健福祉センターやボランティアセンターと連携し、ワンストップで解決に結び付く回答ができるようにします。

【課題解決に向けた提案 25】

身近な場所に出張相談

主な対象者

情報を必要としている人

相談したいと思っている人

主な担い手

地域の保健・福祉施設、民生委員・児童委員、町内自治会、社協区事務所、学校など

内 容

上記「よろず相談窓口」を拠点として、その地域の特性に合った場所（公民館・自治会館・空き教室・ワークホーム等、その地域の人が行きやすい場所）に相談窓口を開設し、実体験のある人（施設職員・ケアマネジャー・介護経験者、大学等の研究機関など）の方に相談を受けてもらいます。

その相談内容の解決や支援に繋がる具体的な回答を、その場で提供できるよう、“必ずその場で支援につなげる体制”を整備する必要があります。

その他

上記の実体験のある人だけでなく、ボランティア団体や広く地域の人から支援者を募り、相談事業を支援する会を組織するなどの検討が必要です。

< 仕組み 5 >

世代を超えて、ともに学びあい参加できる仕組みをつくりましょう

要旨 だれもがもつ福祉の心をはぐくみ、福祉活動を実践する人材を育てる仕組みをつくり、地域の福祉力が高まるよう努めます。

施策の方向性 13

家庭や地域で福祉のこころをはぐくむ

【現状と課題】

社会全体が豊かになり、だれもが個人の欲求を満足させるために、他者への思いやりをどこかに置き忘れてきてしまった現代社会。子どもの虐待、ドメスティック・バイオレンス、高齢者の虐待、障害者の虐待など、人間の尊厳を踏みにじるような、悲しい行為があふれています。

乳幼児期から家庭でも、地域でも、互いに尊重し合い、情緒を育て、自分を大切にすること、自分と同じように他者を大切にすることを学び、正しい知識や接し方、態度などを身につける機会が必要です。

【課題解決に向けた提案 26】

福祉のこころを育む活動の推進

主な対象者

すべての地域住民

主な担い手

家庭、町内自治会、小中学校など

内 容

ポスター等で、差別やいじめのない社会づくりの啓発運動をおこないません。

日常の中でおこっている何げない出来事から、多くの人が、傷ついていることを知り、差別やいじめをなくすための取り組みについて考える会をもち、実践活動へとつなげます。

差別やいじめを見て見ぬふりをしないで、だれかが声をかけ、見守っていることを伝え、相談・支援のしくみへとつなげていく。

施策の方向性 14

人材を発掘し活用する

【現状と課題】

超高齢化社会を迎え、元気な高齢者が活躍の場を待っています。第一線を退いたばかりの技術や知識を持っている団塊の世代が、定年を迎えようとしている現在、地域の中に埋もれている人材を発掘し、地域のために役立っていただくことが、社会貢献でもあり、本人のやりがいにもつながります。

また、参加や行動に制限のある方でも、その人の能力を必要としている人がいることを知っていただき、一人ひとりの住民が、「自分にできること」と「できる時間」を持ち寄り、その力を必要としている人につなげて、活躍していただくことが大切です。

【課題解決に向けた提案 27】**わかばボランティアクラブの発足**

主な対象者

すべての地域住民

主な担い手

千葉市ボランティア連絡協議会、CW、町内自治会、社協地区部会、民生・児童委員、主任児童委員、小学校単位連絡会、PTA、社協区事務所、NPO団体、小学校、中学校など

内 容

地域に点在する小規模ボランティアグループや個人ボランティア、市民運動等の情報を集約し、ネットワーク化を図り、ボランティアを必要としている人との橋渡しをします。

また、ボランティアの交流や情報交換、メンバーの経験を生かしたボランティア講習会などを開催し、ボランティアの輪を広げていきます。(仕組み - (3) 参照)

助け合いグループとも連携しながら、身近な生活支援ボランティアの実践の場としていきます。

小さい子どもから、高齢者、活動や参加に制限のある方まで、自らできることで助け合いができるような地域のボランティア活動を目指します。

新たな支援の要請を受け止め、応えていける窓口として実践活動につなげます。

【課題解決に向けた提案 28】

ふれあいワーク&ショップ活動の創設

主な対象者

すべての地域住民

主な担い手

地元企業、商店、農家、福祉作業所、福祉施設、ふれあいセンター、ボランティアセンター、民生委員児童委員、町内自治会、コミュニティーワーカー、地区社協、NPO団体など

内 容

地域の中には、社会のために役立ちたいと思いながら、機会が与えられない方が多くいます。長時間の就労や熟練した技術を要する作業などは難しいけれど、単純な作業、軽作業ならできるといふ、参加や活動に制限のある方に、単発でも仕事を紹介します。必要に応じてボランティアの支援を活用しながら、働く場所を提供していきます。

公共施設などに、「ふれあいショップ」を設置し、福祉作業所の製品、「千産千消」地元の農産物などを販売すると同時に働く場所を創出していきます。

施策の方向性 15**福祉を学び実践する****【現状と課題】**

日本の福祉の歴史は古く、奈良時代からはじまると言われています。戦後の復興と共に慈善事業から社会福祉事業へと発展してきました。

しかし、縦割り行政と効率性、合理性を求め、障害やハンデごとに独自の道をあゆみ、いつしか地域社会との接点が失われてしまい、身近に助けを必要としている人がいることさえ気づかずに暮らしているのが現状です。

あらためて、多様な価値観と能力、特徴を持った人々が、共に暮らしている社会を意識し、互いの人格を尊重し合って、より良い暮らしのかたちを求めるために、社会福祉学習と実践活動を通して福祉のこころを育てることが大切です。

【課題解決に向けた提案 29】

地域での福祉教室の開催と活動支援

主な対象者

すべての地域住民

主な担い手

小学校、中学校、高校、福祉施設、ふれあいセンター、コミュニティーワーカー、市民活動団体、NPO団体など

内 容

学校教育の中で、小・中学校では、「総合的学習の時間」が設けられ、高校でも教科として「福祉」が実施されています。福祉施設の訪問や体験学習の機会を設け、さまざまな参加や行動に制限のある方との交流を通して、その存在に気づき、自分との関係性や自分自身の人生観・人間観に照らし合わせていくなかで、福祉のこころを学びます。

地域の美化活動、市民活動、ボランティア活動に積極的に参加し、自分たちの暮らす町への愛着と誇りを持つ心を育てます。

地域の中で、活動している福祉施設や市民活動、ボランティア活動を実践されている方を特別講師に招いて、実践的な授業と体験学習を行ってきます。学校教育の場だけでなく、広く、区民に呼びかけた市民活動、ボランティア活動講座（地域福祉教室）を実施します。

実践例 7

点字と手話の勉強会『てとてん』は、点字・指点字・手話・触手話の基本的な知識や技能を身につけ、障害や障害を持つ人の実情について学び、地域で互いに支えあう気持ちを深めることを活動のねらいとして、平成14年12月設立されたサークルです。

メンバー数は、32名（平成17年3月現在）で、主に、千城台公民館において定例的な活動をしています。

このほか、講師を招いた講演会や春・夏・冬休み親子手話レク、地域での手話・点字講座などを区内の各小学校などで開催しています。

第3章 計画の実現に向けて

「第3章 計画の実現に向けて」

1 はじめに

私たちは、若葉区地域福祉計画の基本目標を

だれもが いきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区
～あなたとわたしでつくる 支えあう地域福祉の実現を目指して～

と決めました。

私たちは、この基本目標を実現するため、5つの「仕組み」づくりをテーマに設定し、そのおのおのについて多様な具体案を提示してきました。

地域住民のニーズに根ざしたこれらの提案を、地域の皆さんがとりあげ、実施に至るためには、実現の推進力となる基本的な仕組みをつくる必要があります。

いま若葉区内の地域福祉活動の中心的役割を担っているのは、保健福祉や地域振興、教育などを所管する行政各部門、社会福祉協議会（市社協、区事務所、地区部会）、町内自治会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、それに各種の福祉関連団体・施設などです。

しかしながら、これらの組織や部門で行っている福祉活動は、残念なことにそのほとんどが対象者ごとの縦割りの枠組みの中に留まって活動しているのが現状です。

ここに提案する実現の推進力となる基本的な仕組みとは、おのおのの担い手を結ぶネットワークづくりに他なりません。それぞれの行う福祉活動を今以上に活性化させるためには、若葉区地域福祉計画推進協議会（仮）などの設置によって、担い手同士の緊密な横の連携を図り、若葉区全体の福祉力をアップさせることこそ、計画実現への確かな一歩になることでしょう。

私たちは、いまこそ地域住民の参加をベースに、自助（個人で出来ること）、共助（地域ですること）、公助（行政がすること）の総力を挙げて、この地域福祉計画の実現に向けて取り組んでいきたいと思えます。

2 担い手として期待される主な役割

(1) 個人、家庭、近隣住民

- ・ 日常的なあいさつの励行
- ・ 家族や家庭の中からはじめる福祉意識の醸成
- ・ 自らのネットワークを活用した交流、情報、相談活動
- ・ 身近な住民同士がより良い暮らしに関心を持つ

……など

(2) 町内自治会、民生委員・児童委員、福祉関連施設など

- ・ 自治会活動の活性化
- ・ 有効なサポーター（ボランティア等）の発掘
- ・ 自治会館、集会所等の有効活用
- ・ 福祉活動推進員（社協地区部会）との連携
- ・ 民生委員・児童委員の活動推進
- ・ あいさつ運動等の促進
- ・ 福祉関連施設に気軽に入れる雰囲気づくり
- ・ 福祉関連施設の地域交流の促進
- ・ 福祉関連施設の設備（施設開放）、マンパワー、ノウハウの活用

……など

(3) 社会福祉協議会（市社協、区事務所、地区部会）

- ・ 区事務所の体制強化
- ・ ボランティアセンターの開設日拡大、開設時間延長などの機能強化
- ・ わかばボランティアセンター運営委員会の設置
- ・ 区内全域への社協地区部会の設置推進・支援
- ・ 地区部会、福祉活動推進員の機能強化
- ・ 福祉施設、福祉関連企業、NPO・市民活動団体等への協会員加入の促進
- ・ 区単位の連絡協議会等の設置による各団体間の連携の強化
- ・ 市民活動への相談・活動支援

……など

(4) 市行政

- ・ 若葉区地域福祉計画の進行管理
- ・ 市民活動・ボランティア活動への支援
- ・ 高齢者、障害者、児童等の個別計画等との有機的な連携
- ・ 行動や参加に制限のある方を含む全ての市民が、望む暮らしを実現するための施設、設備、仕組みの整備
- ・ 学校、公民館、福祉施設等の公的施設の地域開放

……など

3 若葉区地域福祉計画推進協議会（仮称）の設置

(1) 区の地域福祉計画の円滑な実施を図るため、「若葉区地域福祉計画推進協議会（仮称）」を設置します。

(2) 同協議会は、区計画に関する情報の「プラットフォーム」として、情報交換を通じて計画に基づく取組の成果を共有しながら、課題の把握や今後の取組についての議論を行うほか、関係者間の連絡調整などを行います。

- ・ 区の地域福祉計画の取組状況の把握
- ・ 地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整
- ・ 行政機関や社会福祉協議会との連絡調整
- ・ 区の地域福祉計画に関する広報

……など

(3) 委員は、地域住民（公募）、町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、学校関係者などから幅広く選定します。

資料編

1 区地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区地域福祉計画の策定をおこなうことを目的に設置する、「区地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)」に必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区地域福祉計画案の検討及び作成に関すること。
- (2) その他、区地域福祉計画案作成に必要なこと。

(組織)

第3条 策定委員会は地区フォーラムにおいて選出された委員24人及び学校関係者1人をもって組織する。

2 委員は、地区フォーラムの次の各号に掲げる者のうちから選出する。

- (1) 要支援者
- (2) 公募委員
- (3) 地域住民
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) 社会福祉を目的とする事業を営む者

3 学校関係者については、小中学校長会より推薦を受けた者を委員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長がこれを招集し、議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(作業部会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項についての検討に資するため、審議事項について検討及び協議する作業部会を置く。

2 作業部会の運営については、別に定める。

(意見の聴取等)

第8条 策定委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、保健福祉局保健福祉総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月14日から施行し、区地域福祉計画の策定の日をもって効力を失う。

2 委員名簿

(1) 区策定委員会 個人情報取り扱いに注意

(敬称略・フォーラム別)

地区名	(ふりがな) 氏名	所属団体名等	作業部会
小倉・御成台千城台西 北・千城台東南地区	あおやぎ ひろゆき 青柳 宏之	特別養護老人ホーム更科ホーム	
	あべ ひろし 阿部 博	千葉市老人クラブ連合会	
	おくい やすあ 奥井 康雄	千葉市社会福祉協議会小倉地区部会	策定副委員長
	かじかわ ちはる 梶川 千晴	千葉市手をつなぐ育成会	
	ながはら みやこ 永原 美弥子	公募	
	みね あきこ 嶺 昭子	ワークホーム悠々	
貝塚・桜木・宮地区 加曾利・大	あずま しげあき 東 茂昭	千葉市ボランティア連絡協議会	
	かねこ こういん 金子 幸允	公募	
	きしおか やすのり 岸岡 泰則	千葉市老人クラブ連合会	
	すなはせ かずこ 砂長谷 和子	デイサービスシャローム若葉	
	はせがわ えみこ 長谷川恵美子	千葉市自閉症児者親の会	
	ままだ ゆうこ 間々田 優子	ちばコープおたがいさま介護センター	
都賀・若松地区	あだち みつお 安達 満夫	若葉区町内自治会連絡協議会	
	かねたか よしとち 金高 良友	グループホームゲンゴロウ	
	かわさき まさき 川崎 昌規	千葉市社会福祉協議会都賀地区部会	
	たかみ みほこ 高見 美保子	公募	
	はなしま はるひこ 花島 治彦	旭ヶ丘母子ホーム	策定委員長
	ひだき たかし 肥田木 隆	千葉市精神障害者地域家族会・連合会	
坂月・更科・白井地区	あんどう みき 安藤 幹	千葉市老人クラブ連合会	
	いけの みつお 池野 貢生	国立下総療養所家族会(たけのこ会)	
	おさき ともあき 尾崎 誠明	特別養護老人ホームいずみ苑	
	すどう さとし 須藤 哲	知的障害者援護施設中野学園	
	たんの ひろし 丹野 弘	公募	
	まの りょうこ 真野 良子	千葉市ボランティア連絡協議会	
学校関係			

(2) 地区フォーラム委員名簿 **個人情報取り扱いに注意**

小倉・御成台千城台西北・千城台東南地区

(敬称略 50音順)

グループ	No	(ふりがな) 氏名	所属団体名等
A	1	あおやぎ ひろゆき 青柳 宏之	特別養護老人ホーム更科ホーム
	2	あきば ただお 秋葉 忠雄	千葉市社会福祉協議会千城台東南地区部会
	3	あべ ひろし 阿部 博	千葉市老人クラブ連合会
	4	おだ ハツエ 奥田 ハツエ	公募
	5	かじかわ ちはる 梶川 千晴	千葉市手をつなぐ育成会
	6	たけい かよこ 武井 加代子	グループホームノーマライ心の花
	7	どい よしのり 土居 義典	千葉市社会福祉協議会御成台千城台西北地区部会
	8	まつざわ めいこ 松澤 明子	千葉市身体障害者福祉団体連合会
	9	みやさか ともこ 宮坂 朋子	公募
	10	むしあき たかこ 蟲明 温子	千葉市民生委員・児童委員協議会
	11	学校関係者	
B	12	おくい やすお 奥井 康雄	千葉市社会福祉協議会小倉地区部会
	13	おさない けいこ 長内 恵子	公募
	14	おだ くら ただし 織田倉 忠	ちばしファミリー・サポート・センター
	15	さとう ちづる 佐藤 千鶴	ケアハウス若葉園
	16	さとう まさお 佐藤 政雄	千葉市町内自治会連絡協議会
	17	たなか あきお 田中 昭男	にとな会千葉県精保健福祉センター家族会
	18	ながはら みやこ 永原 美弥子	公募
	19	まやま ゆうこ 間山 有子	NPO法人たくみん
	20	みな あきこ 嶺 昭子	ワークホーム悠々
	21	もろかわ みつこ 諸川 充子	千葉市ボランティア連絡協議会
	22	やまざき じゅんいち 山崎 淳一	若竹保育園

貝塚・桜木・加曽利・大宮地区

(敬称略 50音順)

グループ	No	(ふりがな) 氏名	所属団体名等
A	1	えのもと たつや 榎本 達也	特別養護老人ホームサンライズビラ
	2	きしおか やすのり 岸岡 泰則	千葉市老人クラブ連合会
	3	たかなし まさあき 高梨 正明	知的障害者生活ホーム働く仲間の家
	4	たかはし のりゆき 高橋 紀行	千葉市身体障害者福祉団体連合会
	5	たかばたけ やすお 高畠 保夫	千葉市社会福祉協議会桜木地区部会
	6	たしろ ちま 田代 千萬	千葉市社会福祉協議会貝塚地区部会
	7	なかむら みのる 中村 實	千葉市民生委員・児童委員協議会
	8	はせがわ えみこ 長谷川 恵美子	千葉市自閉症児者親の会
	9	ままだ ゆうこ 間々田 優子	ちばコープおたがいさま介護センター
	10	みすの すみ 御簾納 寿美	公募
B	11	あすま しげあき 策 茂昭	千葉市ボランティア連絡協議会
	12	あるが くみこ 有賀 久美子	千葉市社会福祉協議会加曽利地区部会
	13	おおたか もりお 大高 盛男	千葉市社会福祉協議会大宮地区部会
	14	おがわ よしゆき 小川 善之	若葉区町内自治会連絡協議会
	15	おだきり かよ 小田切 佳世	ちばしファミリー・サポート・センター
	16	かねこ こういん 金子 幸允	公募
	17	すなはせ かずこ 砂長谷 和子	デイサービスシャローム若葉
	18	まつうら しんじ 松浦 伸治	すずらん保育園
	19	がっこう かんけいしゃ 学校関係者	

都賀・若松地区

(敬称略 50音順)

グループ	No	(ふりがな) 氏 名	所属団体名等
A	1	あだち みつお 安達 満夫	若葉区町内自治会連絡協議会
	2	いとう としこ 伊藤 幸子	千葉市身体障害者福祉団体連合会
	3	かねたか よしとも 金高 良友	グループホームゲンゴロウ
	4	くもむら えいお 雲村 栄夫	公募
	5	しんぶく 新福 ゆかり	NPO法人こどもユニットW akaba
	6	たぬま じゅんこ 田沼 淳子	公募
	7	おおの たけと 大野 岳人 (ちば よしまさ 千葉 芳正)	特別養護老人ホームセイワ若松
	8	ひだき たかし 肥田木 隆	千葉市精神障害者地域家族会・連合会
	9	ひめの あけみ 姫野 明美	千葉市ボランティア連絡協議会
	10	みその あいに 御園 愛子	みつわ台保育園
B	11	あさかわ きよえ 浅川 喜代恵	千葉市社会福祉協議会若松地区部会
	12	おおの ゆきお 大野 幸男	公募
	13	おかた みさこ 岡田 美佐子	千葉市手をつなぐ育成会
	14	かわさき まさき 川崎 昌規	千葉市社会福祉協議会都賀地区部会
	15	たかみ みほこ 高見 美保子	公募
	16	もろ まさや 毛呂 征也 (のむら まゆみ 野村 まゆみ)	グループホームひだまりの家
	17	はせべ けんじ 長谷部 健二	養護老人ホーム清和園
	18	はなしま はるひこ 花島 治彦	旭ヶ丘母子ホーム
	19	ふじもり きよひこ 藤森 清彦	千葉市老人クラブ連合会
	20	やべ まさのり 矢部 正規	千葉市民生委員・児童委員協議会

()内は前任者

坂月・更科・白井地区

(敬称略 50音順)

グループ	No	(ふりがな) 氏名	所属団体名等
A	1	あんどう みき 安藤 幹	千葉市老人クラブ連合会
	2	いけの みつお 池野 貢生	国立下総療養所家族会(たけのこ会)
	3	いしい としひこ 石井 俊彦	特別養護老人ホーム昌晴園
	4	おぎき ともあき 尾崎 誠明	特別養護老人ホームいずみ苑
	5	すぎやま ながとし 杉山 長才	千葉市社会福祉協議会更科地区部会
	6	たかの きくお 高野 喜久雄	総泉病院
	7	はやし えいこ 林 栄子	千葉市社会福祉協議会坂月地区部会
	8	むらこし ゆりこ 村越 由利子	千葉市身体障害者福祉団体連合会
B	9	いしかわ しげる 石川 茂	千葉市民生委員・児童委員協議会
	10	いとう ふみひこ 伊藤 文彦	身体障害者療護施設若葉泉の里
	11	いわせ じゅんこ 岩瀬 純子	千葉市肢体不自由児者父母の会
	12	すどう かつし 須藤 哲	知的障害者援護施設中野学園
	13	たんの ひろし 丹野 弘	公募
	14	なかつた ぎん 仲田 銀	若葉区町内自治会連絡協議会
	15	ぬまた のぶあき 沼田 修明	千葉市社会福祉協議会白井地区部会
	16	まの りょうこ 真野 良子	千葉市ボランティア連絡協議会

3 計画策定の経過

(平成16年)

- | | | |
|----------|-------------|--|
| 1月24・25日 | 第1回地区フォーラム | ・自己紹介
・計画の位置づけや進め方を事務局が説明 |
| 2月 8・15日 | 第2回地区フォーラム | ・日常の生活や福祉活動を通じ、感じている身近な生活課題を発表し、委員全員で課題を共有
・生活課題をグループ化し、キーワードの設定を行う |
| 3月14・21日 | 第3回地区フォーラム | ・生活課題の検討順を決め、解決策の検討開始 |
| 4月18日 | 第4回地区フォーラム | ・解決策の検討 |
| 5月23日 | 第5回地区フォーラム | ・解決策の検討 |
| 7月 4日 | 第6回地区フォーラム | ・解決策の検討 |
| 8月29日 | 第7回地区フォーラム | ・解決策の検討 |
| 9月12日 | 第8回地区フォーラム | ・解決策の検討 |
| 10月17日 | 第9回合同フォーラム | ・各フォーラムからの報告 |
| 11月21日 | 第10回地区フォーラム | ・解決策の検討
・基本方針の検討 |
| 12月12日 | 第11回地区フォーラム | ・解決策の検討 |

(平成17年)

- | | | |
|--------|-------------|-----------|
| 7月 3日 | 第12回地区フォーラム | ・第1次素案の検討 |
| 10月 8日 | 第13回合同フォーラム | ・第2次素案の検討 |

4 若葉区地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果の概要

調査の概要

(1) 調査目的

若葉区在住の市民の地域福祉に関する意向を把握し、地域福祉計画を策定するうえでの基礎資料とすることを目的とした。

(2) 対象

調査対象は、若葉区に在住する16歳以上の区民800人、内訳は、各地区フォーラムのエリアごとに在住する200人を抽出した。

なお、対象者の抽出方法は、無作為抽出とした。

主な調査結果

(1) 地域との関わりについて

若葉区全体では、「顔を合わせれば、あいさつする程度」(47.0%)が最も多く、次いで「何でも相談し助け合えとまではいかないが、内容によっては相談し助け合う」(20.4%)となっている。

地区別では、「顔を合わせれば、あいさつする程度」が最も多いのは、小倉・御成台千城台西北・千城台東南地区(56.0%)となっている。

「普段から簡単な頼みごとをする程度」は、坂月・更科・白井地区(27.9%)が最も多い。

また、「ほとんど近所づき合いはない」については、都賀・若松地区(7.6%)で最も多く回答している。

(2) 地域活動・ボランティア活動

地域活動やボランティア活動の有無については、若葉区全体では、「活動したことはない」(44.5%)が最も多く、次いで「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」(17.1%)となっている。「現在、活動している」(13.3%)と合わせると、30.4%が地域活動やボランティアの経験があると回答している。

地区別では、「活動したことはない」という回答が最も多いのが、小倉・御成台千城台西北・千城台東南地区(51.2%)となっている。

「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」が最も多いのは、貝塚・桜木・加曽利・大宮地区(21.2%)であるが、「現在、活動している」(15.0%)と合わせると、36.2%が地域活動やボランティアの経験があると回答している。

なぜ活動をしないのかという理由については、若葉区全体では「仕事をもっているのに時間がない」(28.7%)が最も多く、次いで「その他」(20.2%)となっている。

今後の活動については、若葉区全体では、「できれば活動したい」(36.8%)が最も多く、次いで「わからない」(23.8%)となっている。

地区別では、「活動したい」は、小倉・御成台千城台西北・千城台東南地区(7.5%)で最も多いが、一方で「まったく活動したいとは思わない」については、都賀・若松地区(11.5%)が最も多くなっている。

(3) 社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度について

社会福祉協議会の認知度については、若葉区全体では64.1%の割合で名前を聞いたことがあると回答している。「名前も活動内容も知っている」(18.2%)、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」(45.9%)

「名前も活動内容も知らない」という回答は26.7%となっている。

地区別では、「名前も活動内容も知らない」が最も多いのは、都賀・若松地区(36.7%)となっている。

民生委員・児童委員の認知度については、若葉区全体では「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」(39.8%)が最も多いが、「名前も活動内容も知っている」(37.6%)をあわせると、名前は聞いたことがあるという回答は77.4%となる。

地区別では、「名前も活動内容も知っている」が最も多いのは、貝塚・桜木・加曽利・大宮地区(46.9%)で、「名前も活動内容も知らない」は小倉・御成台千城台西北・千城台東南地区(19.0%)が最も多い。

(4) 福祉のまちづくりについて

若葉区全体では、「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(49.4%)が最も多く、次いで「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」(15.7%)となっている。

地区別では、「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」が最も多いのは、貝塚・桜木・加曽利・大宮地区(53.1%)であり、「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」が最も多いのは、小倉・御成台千城台西北・千城台東南地区(20.2%)となっている。

「福祉を実施する責任は行政にあるので、税負担をすでに担っている住民

は特に協力することはない」は、貝塚・桜木・加曽利・大宮地区（ 8 . 0 % ）が最も多い。

（ 5 ）今後の福祉のまちづくりのために重要なことについて

若葉区全体、各地区とも「身近な近隣住民，民生委員などによる相談支援体制の整備」、「福祉サービス利用のための適切な情報を得る体制づくり」、「保健・医療・福祉の連携による在宅サービスの充実」、「緊急時の防災・安全対策」についてが多かった。

5 若葉区内の主な施設

区分	施設名	所在地	電話番号
区役所 市民センター コミュニティセンター	若葉区役所	若葉区桜木町567-1	043-233-8120
	泉市民センター	若葉区高根町963-4	043-228-0200
	千城台市民センター	若葉区千城台西2-1-1	043-237-0561
	都賀コミュニティセンター	若葉区貝塚町1221	043-233-4211
	千城台コミュニティセンター	若葉区千城台西2-1-1	043-237-2241
	大宮台連絡所	若葉区大宮台4-1-1	043-268-1202
清掃 衛生 土木 等	北谷津清掃工場	若葉区北谷津町347	043-228-3911
	若葉・緑環境事業所	緑区平山町1045-5	043-292-7900
	若葉土木事務所	若葉区金親町244-6	043-306-0981
	桜木霊園管理事務所	若葉区桜木町44	043-231-0110
	平和公園管理事務所	若葉区多部田町1492-2	043-228-2057
	平和公園建設事務所	若葉区多部田町1492-2	043-228-2167
	新内陸最終処理場	若葉区更科町1457	043-228-6870
	廃棄物埋立管理事務所	若葉区更科町1457	043-228-6561
	更科汚水処理場	若葉区更科町2257-1	043-239-0929
	塵芥汚水処理場	若葉区谷当町630	043-239-0055
	東部処理場	若葉区中野町2674	043-228-5713
保健 福祉 等	都賀保健センター	若葉区貝塚町1221	043-232-3021
	和陽園	若葉区千城台南4-13-1	043-237-0157
	小桜園	若葉区桜木町25-8	043-233-4930
	桜木園	若葉区桜木町138	043-231-5865
	大宮学園	若葉区大宮町1075	043-263-1560
	若葉いきいきプラザ	若葉区北谷津町333-2	043-228-5010
	大宮いきいきセンター(大宮小学校)	若葉区大宮台7-8-1	043-265-1751
	社会福祉協議会若葉区事務所	若葉区桜木町567-1	043-233-8181
農政 公園 等	農政センター	若葉区野呂町714-3	043-228-6267
	乳牛育成牧場	若葉区富田町983-1	043-228-0175
	若葉公園緑地事務所	若葉区野呂町108	043-228-0080
	動物公園	若葉区源町280	043-252-1111
	動物公園協会	若葉区源町280	043-252-1221
	泉自然公園	若葉区野呂町108	043-228-0080
	大宮市民の森 (緑政課)	若葉区大宮町2107-1他	043-245-5776
	小倉市民の森	若葉区小倉町1013-1他	
	貝塚市民の森	若葉区貝塚町1316他	
	坂月市民の森	若葉区坂月町328他	
	桜木市民の森	桜木町633他	
	加曾利市民の森	若葉区加曾利町1298-2他	

区分	施設名	所在地	電話番号
教育 文化 スポーツ施設 等	若葉文化ホール	若葉区千城台西2-1-1	043-237-1911
	加曽利貝塚博物館	若葉区桜木町163	043-231-0129
	青少年補導センター東分室	若葉区千城台西2-1-1	043-237-5411
	千葉市国際交流グリーンハウス	若葉区東寺山町663-8	043-290-4761
	若葉図書館	若葉区千城台西2-1-1	043-237-9361
	若葉図書館西都賀分館	若葉区西都賀2-8-8	043-254-8681
	泉図書室	若葉区高根町963-4	043-228-2982
	みつわ台第2公園スポーツ施設 (野球場, テニス, プール, 体育館)	若葉区みつわ台3-3-1	043-287-3730
	みつわ台第2公園(プール) (開設期間のみ)	若葉区みつわ台3-2	043-254-0105
	北谷津温水プール	若葉区北谷津町327-1	043-228-5000
	大宮スポーツ広場(テニス)	若葉区大宮町3417	043-262-8485
	都賀コミュニティセンター(体育館)	若葉区貝塚町1221	043-233-4211
	泉自然公園サイクリングセンター	若葉区野呂町104	043-228-0570
	平和公園サイクリングセンター	若葉区多部田町1492	043-228-1031
	若葉球技場	若葉区中田町1200-1	043-228-2415
	高根文化財整理室	若葉区多部田町1622	043-228-1666
	公民館	更科公民館	若葉区更科町2254-1
千城台公民館		若葉区千城台西2-1-1	043-237-1400
白井公民館		若葉区野呂町1535	043-228-0503
加曽利公民館		若葉区加曽利町892-6	043-232-5182
大宮公民館		若葉区大宮町3221-2	043-265-2284
みつわ台公民館		若葉区みつわ台3-12-17	043-254-8458
若松公民館		若葉区若松町2117-2	043-231-7991
桜木公民館		若葉区桜木町257-4	043-234-1171
大宮台保育所		若葉区大宮台7-8-2	043-263-4284
保育所	小倉台保育所	若葉区小倉台4-18-2	043-231-2183
	坂月保育所	若葉区坂月町275-7	043-231-4780
	桜木保育所	若葉区桜木町25-1	043-232-1633
	更科保育所	若葉区更科町2073-27	043-239-0571
	多部田保育所	若葉区多部田町754-39	043-228-4660
	千城台西保育所	若葉区千城台西3-8-1	043-237-1688
	千城台東第一保育所	若葉区千城台東2-8-1	043-237-1402
	千城台東第二保育所	若葉区千城台東4-33-1	043-236-0431
	都賀の台保育所	若葉区都賀の台3-6-1	043-256-1956
	野呂保育所	若葉区野呂町622	043-228-0203

区分	施設名	所在地	電話番号
小学校	千城小学校	若葉区大宮町2655	043-266-3741
	若松小学校	若葉区若松町360-1	043-231-0729
	坂月小学校	若葉区坂月町298	043-237-1580
	白井小学校	若葉区野呂町215	043-228-0211
	更科小学校	若葉区更科町2073	043-239-0018
	大宮小学校	若葉区大宮台7-8-1	043-265-1200
	小倉小学校	若葉区小倉台5-1-1	043-231-0513
	桜木小学校	若葉区桜木町220	043-231-2101
	千城台北小学校	若葉区千城台北1-4-1	043-237-1002
	千城台西小学校	若葉区千城台西2-21-1	043-237-1004
	北貝塚小学校	若葉区貝塚町1093	043-232-0369
	大宮台小学校	若葉区大宮町2082	043-263-7905
	千城台東小学校	若葉区千城台東1-15-1	043-237-1781
	千城台南小学校	若葉区千城台南1-19-1	043-237-1784
	みつわ台北小学校	若葉区みつわ台3-5-1	043-255-5121
	千城台旭小学校	若葉区千城台東3-18-1	043-236-1511
	みつわ台南小学校	若葉区みつわ台1-17-1	043-256-1951
	若松台小学校	若葉区若松町984-341	043-232-7335
	都賀の台小学校	若葉区都賀の台2-13-1	043-251-1353
	源小学校	若葉区源町541-6	043-256-1533
中学校	加曾利中学校	若葉区加曾利町961-5	043-231-1794
	白井中学校	若葉区野呂町623-2	043-228-0201
	更科中学校	若葉区更科町2112	043-239-0030
	千城台西中学校	若葉区千城台西2-20-1	043-237-1003
	大宮中学校	若葉区大宮町2077	043-263-7964
	千城台南中学校	若葉区千城台南1-20-1	043-237-1521
	みつわ台中中学校	若葉区みつわ台2-41-1	043-255-3631
	若松中学校	若葉区若松町2106-1	043-232-6125
	山王中学校	若葉区若松町774	043-422-5897
	貝塚中学校	若葉区貝塚町1340-1	043-231-7077
	市立養護学校	若葉区大宮町1066-1	043-265-9293
消防署	若葉消防署	若葉区千城台西2-1-1	043-237-7998
	桜木出張所	若葉区加曾利1590	043-232-0481
	大宮出張所	若葉区大宮町3090-1	043-237-1119
	都賀出張所	若葉区都賀の台2-20-21	043-255-0119
	泉出張所	若葉区中田町976-6	043-228-4567
	殿台出張所	若葉区殿台町436-4	043-253-1119
	千葉東警察署	若葉区小倉町859-2	043-233-0110
その他	若葉郵便局	中央区中央2-9-10	043-224-0050
	野呂郵便局	若葉区野呂町284-1	043-228-2791
	千葉支庁	中央区長洲1-9-1	043-224-0311
	千葉県自動車税事務所	中央区問屋町1-11	043-243-2721
	千葉東税務署	中央区祐光1-1-1	043-225-6811
	千葉地方方法務局千葉東出張所	若葉区桜木町483-3	043-234-3121
	千葉社会保険事務所	中央区中央港1-17-3	043-242-6320
	千葉県水道局千葉営業所	中央区南町1-4-7	043-264-1111
	千葉都市モノレール都賀駅	若葉区都賀3-31-1	043-233-6422
	千葉都市モノレール千城台駅	若葉区千城台北3-1-418	043-237-2322
	JR都賀駅	若葉区都賀3-3-1	043-252-1634
	更科バス(京成電鉄千葉営業所)	四街道市吉岡1181-1	043-433-3800
	京成電鉄千葉営業所	四街道市吉岡1181-1	043-433-3800
	千葉中央バスJR千葉駅前案内所	中央区新千葉1-1-1	043-224-1234
	千葉内陸バスみつわ台車庫	若葉区みつわ台5-40	043-255-3601
	平和交通若松台営業所	若葉区若松町111-7	043-232-4589
	千葉フラワーバス中野出張所	若葉区中野町121	043-228-0306
	ちばシティバス	中央区千葉港3-5	043-242-4233
	都賀駅第1自転車駐車場	若葉区都賀3-14-8	043-233-6846
	千城台第1自転車駐車場	若葉区千城台北3-21	043-236-1700



平成17年度若葉区地域福祉計画策定スケジュール（案）

平成17年10月29日現在

